

あきた

〒010-8560 秋田市山王一丁目1番1号
発行所 秋 田 市 役 所
編集兼 中 島 修
発行人

印刷人 三 戸 俊 彦
秋田市旭北錦町3番50号
印刷所 株式会社 三戸印刷所

目 次

条 例

- 秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例（第37号）…… 2
- 秋田市市税条例の一部を改正する条例（第38号）……… 2
- 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（第39号）
…………… 6
- 秋田市手数料条例の一部を改正する条例（第40号）……… 6
- 秋田市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例（第41号）……… 6
- 秋田市商工業振興条例および秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例（第42号）……… 7

規 則

- 市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則（第44号）
…………… 7
- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（第45号）……… 7
- 秋田市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則（第46号）
…………… 7

教 委 規 則

- 秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則（第6号）……… 7

訓 令

- 秋田市助役事務分掌規程の一部を改正する訓令（第12号）… 8
- 秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令（第13号）……… 8

教 委 訓 令

- 秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令（第4号）
…………… 8

告 示

- 地縁による団体の認可について（第147号）……… 8
- 秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務の委託について（第148号）…… 9
- 住民票の職権消除について（第149号）……… 9
- 市道路線供用廃止について（第150号）……… 9
- 差押調書および配当計算書の公示送達について（第151号） 10
- 放置自転車等の撤去および保管について（第152号）………10
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第153号）………10
- 住民票の職権消除について（第154号）………12

- 納税通知書の公示送達について（第155号）………12
- 納税通知書の公示送達について（第156号）………12
- 現金取扱員への再委任について（第157号）………12
- 現金取扱員への再委任について（第158号）………13
- 介護保険料納入通知書および介護保険料督促状の公示送達について（第159号）………13
- 現金取扱員への再委任について（第160号）………13
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第161号）………13
- 放置自転車等の撤去および保管について（第162号）………13
- 市道路線の認定について（第163号）………14
- 市道路線の区域決定および供用開始について（第164号）…14
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第165号）…15
- 市道路線の区域変更および供用開始について（第166号）…15
- 町および字の区域ならびにその名称の変更について（第167号）
……………15
- 御所野地区の住居表示実施区域の街区符号および住居番号について（第168号）………15
- 専決処分した予算およびその要領について（第169号）………15
- 平成18年6月秋田市議会定例会において議決を経た予算およびその要領について（第170号）………17
- 行旅死亡人の取扱いについて（第171号）………20
- 交付要求通知書の公示送達について（第172号）………20
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定について（第173号）………20
- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第174号）………23
- 生活保護法による介護機関の指定について（第175号）………23
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第176号）
……………23
- 介護保険法による指定地域密着型サービス事業者の指定について（第177号）………24
- 結核予防法による医療機関の指定について（第178号）………24
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる施術者の指定および廃止について（第179号）………24
- 市立夜間休日応急診療所における使用料および手数料の徴収、収納業務の委任について（第180号）………24

教 委 告 示

- 教育委員会定例会の招集について（第11号）………24

選 管 告 示

- 選挙人名簿からの抹消について（第16号）………24
- 選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数について（第17号）………24

農 委 告 示

○農業委員会の招集について（第8号）……………25

監 査 委 告 示

○包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について（第1号）……………25

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事業者の指定について（第44号）……………25
- 指定排水設備工事業者の指定について（第45号）……………25
- 指定給水装置工事業者の指定について（第46号）……………25
- 指定排水設備工事業者の指定について（第47号）……………25
- 指定給水装置工事業者の指定について（第48号）……………26
- 指定排水設備工事業者の指定について（第49号）……………26
- 指定給水装置工事業者の指定について（第51号）……………26
- 指定排水設備工事業者の指定について（第52号）……………26
- 指定給水装置工事業者の廃止について（第53号）……………26
- 指定給水装置工事業者の指定について（第54号）……………26
- 指定排水設備工事業者の指定について（第55号）……………26
- 公共下水道の供用および下水の処理の開始について（第56号）……………26
- 指定給水装置工事業者の指定について（第57号）……………27
- 指定排水設備工事業者の指定について（第58号）……………27

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の新設に関する届出の関係書類の縦覧について……………27
- 開発行為に関する工事の完了について……………28
- 公示による通知について……………28
- 建築基準法による道路の指定について……………28
- 秋田市個人情報保護条例の平成17年度の運用状況について…28
- 秋田市情報公開条例の平成17年度の運用状況について……………28
- 平成18年 7月16日執行の秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙すべき委員の数について…29
- 開発行為に関する工事の完了について……………29
- 入札参加希望者の公募について……………29
- 都市計画の変更について……………30
- 都市計画の変更について……………30
- 都市計画の変更について……………30
- 都市計画事業の図書の写しの縦覧について……………30
- 開発行為に関する工事の完了について……………30
- 農用地利用集積計画の策定について……………30
- 財政報告書の公表について……………30

上 下 水 道 局 公 告

○一般競争入札の執行について……………43

条 例

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成18年 6月 5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第37号

秋田市議会委員会条例の一部を改正する条例

秋田市議会委員会条例（昭和42年秋田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条総務委員会の項中「国体局」の次に「、市勢活性化推進本部、安全安心対策推進本部」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例施行の際、改正前の秋田市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定に基づく総務委員会の委員、委員長および副委員長は、改正後の秋田市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による総務委員会の委員、委員長および副委員長にそれぞれ選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正前の条例の規定による委員、委員長および副委員長の残任期間とする。

3 この条例施行の際、改正前の条例の規定に基づく総務委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項は、改正後の条例の規定による総務委員会における所管事務の閉会中の継続調査事項とみなす。

秋田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第38号

秋田市市税条例の一部を改正する条例

秋田市市税条例（昭和25年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第27条の2中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改める。

第27条の3第1項を次のように改める。

所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額に、100分の6を乗じて得た金額とする。

第27条の4を削り、第27条の5を第27条の4とし、同条の次に次の1条を加える。

（調整控除）

第27条の5 所得割の納税義務者については、その者の第27条の3の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除する。

(1) 当該納税義務者の第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が200万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額

(2) 当該納税義務者の合計課税所得金額が200万円を超える場合 アに掲げる金額からイに掲げる金額を控除した金額（当該金額が5万円を下回る場合には、5万円とする。）の100分の3に相当する金額

ア 5万円に、当該納税義務者が法第314条の6第1号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

イ 当該納税義務者の合計課税所得金額から200万円を控除した金額

第27条の6中「第27条の4まで」を「前条」に改める。

第27条の7第1項中「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改め、「(法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除しきれなかった金額があるときは、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68を乗じて得た金額に当該控除しきれなかった金額を加えた金額)」を削り、「、第27条の4および前条」を「および前2条」に改め、同条第2項中「控除しきれなかった」を「控除することができなかった」に、「当該者」を「当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の県民税もしくは市民税に充当し、もしくは当該納税義務者」に改め、同条に次の1項を加える。

3 法第37条の3の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額を第1項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額とみなして、前項の規定を適用する。

第29条の2第1項ただし書中「損害保険料控除額」を「地震保険料控除額」に改め、同条第5項中「又は第3項」を「もしくは第3項」に、「又は公的年金等」を「もしくは公的年金等」に改め、「もの」の次に「又は同条第4項ただし書の規定により給与所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるもの」を加える。

第36条の3を次のように改める。

(分離課税に係る所得割の税率)

第36条の3 分離課税に係る所得割の税率は、100分の6とする。

第43条および第44条中「第10号の8」を「第10号の7」に改める。

附則第6条第2項中「第27条の4」を「第27条の5」に改め、同条第3項中「前条」を「前2条」に改める。

附則第6条の4第1項中「附則第4条第4項第1号」を「附則第4条第1項第1号」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段および第3項第2号」を「附則第34条第4項後段および第6項第2号」に改め、同条第3項中「附則第4条第4項第2号」を「附則第4条第1項第2号」に、「以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(この項の規定により前年前において控除されたものを除く)を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という」に、「その提出期限までに提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。))」を「提出した場合」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第5項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第6条の4の2第1項中「附則第4条の2第4項第1号」を「附則第4条の2第1項第1号」に、「附則第34条第4項にお

いて準用する同条第1項後段および第3項第2号」を「附則第34条第4項後段および第6項第2号」に改め、同条第3項中「附則第4条の2第4項第2号」を「附則第4条の2第1項第2号」に、「以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という。)(この項の規定により前年前において控除されたものを除く)を「この項の規定により前年前において控除されたものを除く。以下この項において「通算後譲渡損失の金額」という」に、「その提出期限までに提出した場合(市長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。))」を「提出した場合」に、「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第5項第1号中「雑損失」を「雑損失の金額」に、「通算後譲渡損失」を「通算後譲渡損失の金額」に改める。

附則第6条の4の3第1項中「附則第4条の3第3項により準用される同条第1項」を「附則第4条の3第4項」に改め、同条第2項中「第48条の7第1項において準用する第7条の13第1項」を「第48条の6第1項」に改める。

附則第6条の5第1項中「第27条の4」を「第27条の5」に改め、同条第2項中「前条」を「前2条」に改める。

附則第6条の5の2を次のように改める。

第6条の5の2 削除

附則第6条の5の2の次に次の1項を加える。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第6条の5の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第27条の3および第27条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第27条の7第1項の規定の適用については、同項中「前2条」とあるのは、「前2条ならびに附則第6条の5の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨および市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

附則第6条の6第2項中「第27条の4まで、第27条の6および附則第6条の5第1項の規定にかかわらず」を「第27条の3まで、第27条の5、第27条の6、附則第6条の5第1項および前条第1項の規定にかかわらず」に改め、同項第1号中「100分の1」を「100分の0.9」に改め、同項第2号中「第27条の4まで」を「第27条の3まで、第27条の5」に、「および附則第6条の5第1項」を「、附則第6条の5第1項および前条第1項」に改め、同条第3項中「前条」を「前2条」に改める。

附則第6条の7を次のように改める。

(市民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第6条の7 分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第36条の

2 および第36条の3の規定を適用して計算した金額からその10分の1に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第36条の7および第36条の11第1項の規定の適用については、これらの規定中「第36条の3」とあるのは、「第36条の3ならびに附則第6条の7第1項」とする。

附則第16条第1項中「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改め、同項第1号中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の9」を「100分の7.2」に改め、同条第2項中「附則第33条の3第2項」を「附則第33条の3第6項」に改め、同条第3項第2号中「第27条の6、第27条の7第1項および附則第6条の5第1項」を「第27条の5、第27条の6、第27条の7第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「および附則第16条第1項」を「ならびに附則第16条第1項」に改め、同項第4号中「および」を「ならびに」に改め、同項第5号を削り、同条第4項中「附則第33条の3第4項」を「附則第33条の3第8項」に改める。

附則第18条第1項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「附則第35条第5項において準用する同条第1項後段」を「附則第35条第5項後段」に改め、同条第3項第2号中「第27条の6、第27条の7第1項および附則第6条の5第1項」を「第27条の5、第27条の6、第27条の7第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「および附則第18条第1項」を「ならびに附則第18条第1項」に改め、同項第4号中「および」を「ならびに」に改め、同項第5号を削る。

附則第19条第1項中「附則第34条の2第1項」を「附則第34条の2第4項」に改め、同項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号ア中「54万円」を「48万円」に改め、同号イ中「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項中「附則第34条の2第2項」を「附則第34条の2第5項」に、「附則第34条の2第7項」を「附則第34条の2第9項」に改め、同条第3項中「、第37条の9の2又は第37条の9の3」を「又は第37条の9の2から第37条の9の4まで」に改める。

附則第20条第1項第1号中「100分の2.7」を「100分の2.4」に改め、同項第2号ア中「162万円」を「144万円」に改め、同号イ中「100分の3.4」を「100分の3」に改める。

附則第21条第1項中「第5項において準用する附則第18条第3項第1号」を「第5項第1号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の6」を「100分の5.4」に改め、同条第2項中「附則第34条第4項において準用する同条第1項後段」を「附則第34条第4項後段」に改め、同条第3項中「附則第35条第3項」を「附則第35条第7項」に、「100分の6」を「100分の5.4」に、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第4項中「附則第35条第3項」を「附則第35条第7項」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第27条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第21条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(2) 第27条の5、第27条の6、第27条の7第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第21条第1項の規定による市民税の所得

割の額」とする。

(3) 第28条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「もしくは山林所得金額又は附則第21条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、「もしくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額もしくは租税特別措置法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

(4) 附則第6条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額ならびに附則第21条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額ならびに附則第21条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第22条第1項中「附則第18条第1項」を「附則第18条第6項」に、「以下この項および次項ならびに」を「当該市民税の所得割の納税義務者が法第23条第1項第16号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第26条第6項の規定により同条第5項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項および」に、「第4項第1号」を「第2項第1号」に改め、「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項および第3項を削り、同条第4項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項第2号中「第27条の6、第27条の7第1項および附則第6条の5第1項」を「第27条の5、第27条の6、第27条の7第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「および附則第22条第1項」を「ならびに附則第22条第1項」に改め、「と、第27条の7第1項中「同条第6項」とあるのは「附則第22条第3項」を削り、同項第4号中「および」を「ならびに」に改め、同項第5号を削り、同項を同条第2項とする。

附則第22条の2第1項中「発生したことは当該特定管理株式の譲渡」の次に「（証券取引法（昭和23年法律第25号）第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項および次項において同じ。）」を加え、「附則第18条の2第1項」を「附則第18条の2第5項」に改め、同条第2項中「、次条および附則第22条の4」を削り、「附則第18条の2第3項」を「附則第18条の2第6項」に、「株式等」を「同法第37条の10第2項に規定する株式等」に改め、同条第3項中「附則第18条の2第4項」を「附則第18条の2第7項」に改める。

附則第22条の3中「附則第18条の3第1項から第3項まで」を「附則第18条の3第5項から第7項まで」に、「同条第4項第1号」を「同条第2項第1号」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改める。

附則第22条の4中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に、「附則第35条の2の4第1項および第2項」を「附則第35条の2の4第4項および第5項」に改める。

附則第22条の5第1項中「附則第35条の2の6第2項」を「附則第35条の2の6第8項」に改め、同条第2項中「から第3項まで」を削り、「附則第22条第1項および附則第22条の3」を「附則第22条第1項」に、「の金額」を「の金額とし、」と、附則第22条の3中「計算した金額（）」とあるのは「計算した金額（附則第22条の5第1項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に改める。

附則第23条第1項中「附則第35条の3第1項」を「附則第35条の3第11項」に、「附則第18条の6第1項」を「附則第18条の6

第22項」に改め、同条第3項中「附則第35条の3第4項」を「附則第35条の3第14項」に改め、同条第4項中「から第3項まで」を削り、「附則第22条第1項および附則第22条の3」を「附則第22条第1項」に、「の金額」を「の金額とし」と、附則第22条の3中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第23条第3項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に改め、同条第7項中「附則第18条の6第13項」を「附則第18条の6第35項」に、「附則第18条の6第14項」を「附則第18条の6第36項」に改める。

附則第23条の2第1項中「規定により」の次に「読み替えて」を加え、「100分の3.4」を「100分の3」に改め、同条第2項第2号中「第27条の6、第27条の7第1項および附則第6条の5第1項」を「第27条の5、第27条の6、第27条の7第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項」に改め、「場合の」を削り、「および附則第23条の2第1項」を「ならびに附則第23条の2第1項」に改め、同項第4号中「および」を「ならびに」に改め、同項第5号を削る。

附則第23条の3第1項中「附則第35条の4の2第2項」を「附則第35条の4の2第8項」に改める。

附則第23条の4第2項第2号中「第27条の6、第27条の7第1項および附則第6条の5第1項」を「第27条の5、第27条の6、第27条の7第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項」に改め、「場合の」を削り、同項第5号を削り、同条第3項中「100分の68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2）」を「5分の3」に、「100分の3.4」を「100分の3」に、「100分の2」を「100分の1.8」に改め、同条第5項第2号中「第27条の6、第27条の7第1項および附則第6条の5第1項」を「第27条の5、第27条の6、第27条の7第1項、附則第6条の5第1項および附則第6条の5の3第1項」に改め、「場合の」を削り、同項第5号を削り、同条第6項中「第27条の7第1項」を「第27条の7」に、「同項」を「同条第1項」に改め、「第26条第6項」と、の次に「同条第3項中」を加える。

附則第24条を削る。

別表を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第43条および第44条の改正規定 平成18年10月1日
 - (2) 第29条の2第5項および第36条の3の改正規定、附則第6条の7の改正規定ならびに別表を削る改正規定ならびに附則第3項の規定 平成19年1月1日
 - (3) 第27条の2および第29条の2第1項の改正規定ならびに附則第4項および第5項の規定 平成20年1月1日
 - (4) 第27条の7の改正規定（「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に100分の68」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3」に改める部分に限る。）、附則第6条の5の2および第23条の4第3項の改正規定ならびに附則第6項の規定 平成20年4月1日（市民税に関する経過措置）
- 2 改正後の秋田市市税条例（以下「新条例」という。）第27条の3第1項および第27条の5ならびに附則第6条の6第2項、第18条第1項、第19条第1項、第20条第1項、第21条第1項および第3項、第22条第1項、第22条の3ならびに第23条の2第1項の規定は、平成19年度以後の年度分の個人の市民税につい

て適用し、平成18年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 3 新条例の規定中分離課税に係る所得割（新条例第36条の規定によって課する所得割をいう。以下この項および附則第7項において同じ。）に関する部分は、平成19年1月1日以後に支払うべき退職手当等（新条例第36条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成19年1月1日から同年3月31日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、秋田市市税条例附則第24条第3項の規定は、適用しない。
- 4 新条例第27条の2の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 5 所得割の納税義務者が、平成19年度以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第11条第5項第1号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第27条の2の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。
- 6 新条例第27条の7および附則第23条の4第3項の規定は、平成20年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成19年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 7 平成19年度分の個人の市民税に限り、当該市民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の市民税に係る新条例第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新条例第27条の5第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成20年度分の個人の市民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第18条第1項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第21条第1項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第22条第1項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額、新条例附則第23条の2第1項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額、新条例附則第23条の4第1項に規定する条約適用利子等の額（同条第2項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）および新条例附則第23条の4第3項に規定する条約適用配当等の額（同条第5項第1号の規定により読み替えて適用される新条例第27条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新条例第27条の5第1号ア又は第2号アに掲げる金額を超えないものについては、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を、新条例中所得割に関する部分（新条例第27条の7の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額する。
 - (1) 当該納税義務者の平成19年度分の新条例第27条の3の規定による所得割の額から新条例第27条の5の規定による控除額を控除した金額
 - (2) 当該納税義務者の平成19年度分の個人の市民税に係る新条例第27条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき改正前の秋田市市税条例附則第24条第3項の規定により読み替えられた改正前の秋田

市市税条例第27条の3第1項の規定を適用して計算した所得割の額

- 8 秋田市市税条例の一部を改正する条例（平成17年秋田市条例第36号）附則第6項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。」とあるのは「零とする。」の3分の2に相当する金額」と、「新条例中所得割に関する部分（新条例第27条の7の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「秋田市市税条例の一部を改正する条例（平成17年秋田市条例第36号）附則第6項の規定による所得割の額」とする。
- 9 附則第7項の規定は、同項に規定する市民税の所得割の納税義務者から、平成20年7月1日から同月31日（同月1日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から1月を経過した日の前日）までの間に、市長に対して、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用する。
- 10 市長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき附則第7項の規定を適用することができる。
- 11 市長は、附則第7項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新条例第27条の7第1項の規定により控除された金額および同条第2項の規定により個人の市民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付する。
- 12 市長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、当該還付すべき金額をこれに充当する。
- 13 市長は、附則第7項の規定の適用を受けようとする旨の申告があった場合においては、当該申告をした者に対し、同項の規定による減額（以下この項において「特例減額」という。）をした場合にあっては、その旨（附則第11項又は前項の規定による還付又は充当した場合にあっては、その旨を含む。）を、特例減額をしない場合にあっては、その旨を、遅滞なく、通知する。
- 14 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第6条の14第1項の規定は、附則第12項の規定による充当について準用する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 15 新条例第43条および第44条の規定は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
（秋田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 16 秋田市市税条例の一部を改正する条例（平成17年秋田市条例第36号）の一部を次のように改正する。
附則第6項中「、第27条の4および前条」を「および前2条」に改める。

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第39号

秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
秋田市国民健康保険税条例（昭和57年秋田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

- 附則第8項中「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に改める。
- 附則第9項中「附則第35条第1項」を「附則第35条第5項」に、「附則第34条第1項」を「附則第34条第4項」に改める。
- 附則第10項中「附則第35条の2第1項」を「附則第35条の2第6項」に改める。
- 附則第11項中「附則第35条の2の6第1項」を「附則第35条の2の6第7項」に改める。
- 附則第12項中「附則第35条の3第3項」を「附則第35条の3第13項」に改める。
- 附則第13項中「附則第35条の4第1項」を「附則第35条の4第4項」に改める。
- 附則第14項中「附則第35条の4の2第1項」を「附則第35条の4の2第7項」に改める。
- 附則第15項中「附則第33条の3第1項」を「附則第33条の3第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の秋田市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第40号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。
別表第2第62号から第65号までの規定中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

秋田市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第41号

秋田市勤労者総合福祉センター条例の一部を改正する条例

秋田市勤労者総合福祉センター条例（平成16年秋田市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中

第2会議室	6,300円	6,300円	6,300円
-------	--------	--------	--------

を

第2会議室	6,300円	6,300円	6,300円
第3会議室	6,300円	6,300円	6,300円

に改める。

附 則

この条例は、平成18年 7月 1日から施行する。

秋田市商工業振興条例および秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年 6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市条例第42号

秋田市商工業振興条例および秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

(秋田市商工業振興条例の一部改正)

第 1 条 秋田市商工業振興条例(昭和42年秋田市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 号中「資本」を「資本金」に改める。

(秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第 2 条 秋田市公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年秋田市条例第37号)の一部を次のように改正する。

第10条中「又は有限会社」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第44号

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

市長の職務代理者を定める規則(平成 3 年秋田市規則第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「相場助役、飯塚助役」を「飯塚助役、大山助役」に改める。

附 則

この規則は、平成18年 7月 1日から施行する。

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第45号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成 7 年秋田市規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第14条の表第12号の 2 中「6 日」の次に「(再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、市長が別に定める時間)」を加え、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の表第12号の 2 に規定する休暇の単位は、1 日又は 1 時間(再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員にあっては、1 時間)とする。

第16条中「第14条第 6 号および第 7 号の」を「第14条第 1 項の表第 6 号および第 7 号に規定する」に改める。

第17条中「第14条各号」を「第14条第 1 項の表各号」に改める。

第19条第 2 項中「第14条第 6 号」を「第14条第 1 項の表第 6 号」に改め、同条第 3 項中「第14条第 7 号」を「第14条第 1 項の表第 7 号」に改める。

附則第 4 条中「第14条の表第12号」を「第14条第 1 項の表第12号」に改める。

附則に次の 1 条を加える。

第 5 条 平成16年 4 月 1 日以前において在職期間が20年に達した職員であって、その者の定年に達する日の属する年度の 4 月 1 日前 1 年の期間内において在職期間が30年に達しないものについての第14条第 1 項の表第16号の規定の適用については、同号中「毎年 4 月 1 日(以下この号において「基準日」という。)前 1 年の期間内において在職期間が20年又は30年」とあるのは「平成16年 4 月 1 日以前において在職期間が20年」と、「当該基準日以後の 1 年」とあるのは「平成18年 7 月 1 日から平成19年 3 月 31 日まで」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年 7月 1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第14条第 2 項の規定は、この規則の施行の日以後に使用する特別休暇について適用し、同日前に使用した特別休暇については、なお従前の例による。

秋田市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市規則第46号

秋田市消費生活条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市消費生活条例施行規則(平成10年秋田市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第28条中「市民生活部生活課」を「市民生活部消費者センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教 委 規 則

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成18年 6月27日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

秋田市教委規則第 6 号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則

(秋田市立小、中学校管理規則の一部改正)

第 1 条 秋田市立小、中学校管理規則(昭和32年秋田市教委規則第 2 号)の一部を次のように改正する。

第15条第 3 項中「第14条第15号」を「第14条第 1 項の表第15号」に改める。

(秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則の一部改正)

第 2 条 秋田市立御所野学院中学校、高等学校管理規則(平成11

年秋田市教委規則第6号)の一部を次のように改正する。
 第19条第3項中「第14条第15号」を「第14条第1項の表第15号」に改める。
 (秋田市立秋田商業高等学校管理規則の一部改正)
 第3条 秋田市立秋田商業高等学校管理規則(平成3年秋田市教委規則第7号)の一部を次のように改正する。
 第23条第2項中「第14条第15号」を「第14条第1項の表第15号」に改める。
 (秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則の一部改正)
 第4条 秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院管理規則(平成3年秋田市教委規則第9号)の一部を次のように改正する。
 第21条第2項中「第14条第15号」を「第14条第1項の表第15号」に改める。
 附 則
 この規則は、平成18年7月1日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第12号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市助役事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市助役事務分掌規程の一部を改正する訓令

秋田市助役事務分掌規程(平成14年秋田市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条に次の1号を加える。

(2) 大山助役 総務部、財政部、市民生活部、福祉保健部、地域振興局、収入役室、秋田公立美術工芸短期大学、市立秋田総合病院および上下水道局ならびに消防に関する事務ならびに市長以外の執行機関の職員に補助執行させている事務

第3条中「相場助役および飯塚助役」を「飯塚助役および大山助役」に改める。

附 則

(施行期日)

- この訓令は、平成18年7月1日から施行する。
(秋田市行政審議委員会規程の一部改正)
- 秋田市行政審議委員会規程(昭和40年秋田市訓令第11号)の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「相場助役」を「飯塚助役」に、「飯塚助役」を「大山助役」に改める。
(秋田市不動産評価審査委員会規程および秋田市能力開発委員会規程の一部改正)
- 次に掲げる訓令の規定中「相場助役」を「大山助役」に改める。
 - 秋田市不動産評価審査委員会規程(昭和48年秋田市訓令第13号)第3条第2項
 - 秋田市能力開発委員会規程(平成3年秋田市訓令第6号)第3条第2項

秋田市訓令第13号

庁 中 一 般
関 係 各 所

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市職員服務規程(平成7年秋田市訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「第14条第2号、第3号、第6号から第11号までの」を「第14条第1項の表第2号、第3号および第6号から第11号までに規定する」に改め、同条第3項中「第14条第15号および第16号の」を「第14条第1項の表第15号および第16号に規定する」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

教 委 訓 令

秋田市教委訓令第4号

教 育 委 員 会
関 係 各 所

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年6月27日

秋田市教育委員会

教育長 高 橋 健 一

秋田市教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

秋田市教育委員会職員服務規程(平成7年秋田市教委訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第3号中「第14条第2号、第3号、第6号から第11号までの」を「第14条第1項の表第2号、第3号および第6号から第11号までに規定する」に改め、同条第3項中「第14条第15号および第16号の」を「第14条第1項の表第15号および第16号に規定する」に改める。

附 則

この訓令は、平成18年7月1日から施行する。

告 示

秋田市告示第147号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成18年6月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 名称
保戸野原の町二区町内会
- 規約に定める目的
本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。
 - 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理

3 区域

本会の区域は、秋田市保戸野原の町2番6号から2番23号まで、同市保戸野原の町3番6号から3番15号まで、3番16号（土地地番 119番1）、同市保戸野原の町5番20号から5番32号まで、同市保戸野原の町6番30号（土地地番 213番3）、6番31号から6番45号まで、同市保戸野八丁1番1号、1番2号、1番33号および1番34号の区域とする。

4 事務所

秋田市保戸野原の町139番地

5 代表者の氏名および住所

今井 節子

秋田市保戸野原の町6番36号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無および職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号および第4号ならびに第2項の規定により解散する。

9 認可年月日

平成18年6月1日

秋田市告示第148号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、秋田市立千秋美術館企画展覧会の観覧券の販売および観覧券販売に係る収入金の収納事務を次のものへ委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年6月1日

秋田市長 佐 竹 敬 久

受託人の住所および氏名

秋田市大町二丁目3番27号

株式会社 秋田大町ニューシテ

代表取締役社長 辻 良 之

秋田市告示第149号

次の者の住所および居所が不明なため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づきその住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年6月2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

住 所	氏 名
秋田市新屋栗田町1番12号	船橋 一郎

1 道路の供用廃止の区間

整理番号	路線名	供 用 廃 止 区 間
70216	堤ノ沢篠田台線	秋田市上北手猿田字堤ノ沢41番22地先 秋田市上北手猿田字寺ノ沢195番1地先
70217	堤ノ沢宝竜崎線	秋田市上北手猿田字堤ノ沢300番2地先 秋田市上北手猿田字中谷地158番2地先

秋田市新屋豊町4番32号	真崎 隆雄
秋田市新屋豊町4番32号	真崎美利子
秋田市新屋田尻沢東町10番8号	菅谷 真
秋田市新屋松美ガ丘東町7番32号	佐藤 正春

(教示)

1 この処分不服のある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについて決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により、秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、その限りではありません。（行政不服審査法第20条）

(1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても異議申立てにつき決定をしないとき。

(2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。（行政事件訴訟法第8条）

(1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決裁を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第150号

市道路線供用廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、市道路線を次のとおり供用廃止する。

その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

平成18年6月2日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 2 供用廃止の期日
平成18年 6月 2日
- 3 縦覧期間
平成18年 6月 2日から
平成18年 6月15日まで

秋田市告示第151号

次の差押調書および配当計算書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該市税充当通知書は、財政部納税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 6月 2日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 送達を受けるべき者の住所および氏名
秋田市中通五丁目 1-12
田 口 兼 春
- 2 送達する書類名
差押調書 1通
配当計算書 1通

秋田市告示第152号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年 6月 6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 59台

- イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 16台
- ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 0台

- (2) 撤去し、保管した年月日
平成18年 5月16日から同年 5月31日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
 - ア 時間 午前10時から午後 7時まで
 - イ 場所 秋田市東通仲町 4番 3号（秋田駅東自転車等駐車場内）秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成18年 6月20日から同年12月20日まで

2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後 6か月を経過しても利用者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目 1番 1号
秋田市民生活部生活課 電話866-2035
秋田市東通仲町 4番 3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第153号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成18年 6月 6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 調剤薬局

指定番号	医療機関名	住 所	開 設 者 名	指定年月日
1	株式会社小泉薬局	秋田市南通亀の町14番20号	株式会社小泉薬局 代表取締役 小 泉 環 子	平成18年 5月 1日
2	日吉薬局	秋田市新屋日吉町 6番19号	有限会社プラムクリーク 代表取締役 小 柳 雅 人	平成18年 5月 1日
3	西岡メディカル薬局 秋田店	秋田市将軍野青山町 4番45号	有限会社西岡メディカル薬局 代表取締役 庄 田 勝	平成18年 5月 1日
4	西岡メディカル薬局 秋田・寺内店	秋田市寺内堂ノ沢三丁目 6番 5号	有限会社西岡メディカル薬局 代表取締役 庄 田 勝	平成18年 5月 1日
5	佐野薬局 原の町店	秋田市保戸野原の町 8番13号	株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐 野 容 子	平成18年 5月 1日
6	さくらんぼ調剤薬局	秋田市千秋久保田町 3番15号 三宅ビル 3階	エスズファーマシー株式会社 代表取締役 佐 藤 正	平成18年 6月 1日
7	ひろおもて調剤薬局	秋田市広面字谷地沖27番地 3	エスズファーマシー株式会社 代表取締役 佐 藤 正	平成18年 6月 1日
8	ラベンダー薬局	秋田市泉南三丁目17番31号	有限会社ビー・アンド・エス 代表取締役 大 友 進	平成18年 6月 1日

9	たんぼ薬局	秋田市新屋松美が丘東町2番11号	有限会社ビー・アンド・エス 代表取締役 大友 進	平成18年 6月1日
10	オレンジ薬局	秋田市中通四丁目1番2号	有限会社ビー・アンド・エス 代表取締役 大友 進	平成18年 6月1日
11	ほどの薬局	秋田市保戸野八丁2番10号	有限会社加賀屋薬局 代表取締役 加賀屋 綾子	平成18年 6月1日
12	勝又薬局	秋田市横森三丁目1番4号	有限会社加賀屋薬局 代表取締役 加賀屋 綾子	平成18年 6月1日
13	かりほ橋薬局	秋田市檜山登町5番24号	株式会社ホーク 代表取締役 菊地 隆雄	平成18年 6月1日
14	本山町薬局	秋田市土崎港中央四丁目6番28号	株式会社ホーク 代表取締役 菊地 隆雄	平成18年 6月1日
15	みその薬局	秋田市八橋本町五丁目8番31号	株式会社ホーク 代表取締役 菊地 隆雄	平成18年 6月1日
16	やよい薬局	秋田市旭北栄町5番18号	株式会社ホーク 代表取締役 菊地 隆雄	平成18年 6月1日
17	しょうぐんの薬局	秋田市将軍野南三丁目10番8号	メデックス株式会社 代表取締役 沢木 則明	平成18年 6月1日
18	ホシ薬局	秋田市保戸野中町1番25号	有限会社オープン 代表取締役 齋藤 秀雄	平成18年 6月1日
19	南通薬局	秋田市南通築地1番1号	有限会社安保薬局 代表取締役 安保 駒治	平成18年 6月1日
20	山王中園薬局	秋田市山王中園町10番28号	株式会社タオエンタープライズ 代表取締役 山内 隆一	平成18年 6月1日
21	調剤薬局パルス	秋田市中通三丁目2番20号	株式会社タオエンタープライズ 代表取締役 山内 隆一	平成18年 6月1日
22	南薬局	秋田市牛島東五丁目1番30号	金 充 一	平成18年 6月1日
23	薬局エール 自衛隊通店	秋田市土崎港東四丁目4番68号	株式会社アミック 代表取締役 高濱 正人	平成18年 6月1日
24	中通薬局	秋田市中通六丁目1番24号	荒川 豊	平成18年 6月1日
25	中通よつば薬局	秋田市中通六丁目7番17号	有限会社中通薬局 代表取締役 鈴木 始	平成18年 6月1日
26	ささき調剤薬局	秋田市中通六丁目1番5号	有限会社中通薬局 代表取締役 鈴木 始	平成18年 6月1日
27	すばる薬局	秋田市土崎港中央六丁目2番1号	渡部 淳子	平成18年 6月1日
28	山王薬局	秋田市山王二丁目1番54号	株式会社山王物産 代表取締役 佐藤 むつ子	平成18年 6月1日
29	舂屋薬局 ひがし店	秋田市土崎港東三丁目2番23号	株式会社舂屋薬局 代表取締役 加藤 雅子	平成18年 6月1日
30	マリン薬局	秋田市土崎港相染町字大谷地36番地38	有限会社リースリング 代表取締役 山崎 美保子	平成18年 6月1日
31	矢野薬局	秋田市泉中央五丁目18番12号	有限会社矢野薬品 代表取締役 矢野 溪二	平成18年 6月1日
32	雄和薬局	秋田市雄和妙法字上大部133番地3	有限会社中通薬局 代表取締役 鈴木 始	平成18年 6月1日
33	広小路薬局	秋田市千秋久保田町3番18号	株式会社広小路薬局 代表取締役 古室 清	平成18年 6月1日
34	広小路薬局 アルヴェ店	秋田市東通仲町4番1号 秋田拠点センターアルヴェ1F	株式会社広小路薬局 代表取締役 古室 清	平成18年 6月1日
35	みわ薬局	秋田市八橋三和町13番16号	有限会社赤井 代表取締役 赤井 保廣	平成18年 6月1日

36	調剤薬局ほっと	秋田市土崎港中央五丁目 6 番26号	有限会社東邦ドラッグストア 代表取締役 地 葉 新 司	平成18年 6月1日
37	グリム薬局	秋田市中通五丁目 7 番40号	有限会社グリム薬局 代表取締役 高 井 宏 司	平成18年 6月1日
38	小町堂薬局	秋田市御野場二丁目13番11号	有限会社小町堂薬局 代表取締役 赤 川 貞 雄	平成18年 6月1日
39	仁井田薬局	秋田市仁井田新田二丁目15番24号	有限会社スライハンド 取締役 菅 原 和 子	平成18年 6月1日
40	キャッスル調剤薬局	秋田市中通一丁目 3 番 5 号 キャッスルホテル 2 F	有限会社フレンズ 代表取締役 三 浦 敦 子	平成18年 6月1日
41	有限会社とざわ薬局	秋田市横森五丁目20番23号	有限会社とざわ薬局 代表取締役 戸 澤 典 子	平成18年 6月1日
42	調剤薬局ツルハドラッグ 東通店	秋田市東通八丁目 1 番31号	株式会社ツルハ 代表取締役社長 鶴 羽 樹	平成18年 6月1日

秋田市告示第154号

次の者の住所および居所が不明のため、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第12条第1項の規定に基づき、その住民票を職権消除したので、同条第4項の規定により告示する。

平成18年 6月 7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

住民基本台帳に記載のあった住所および氏名

四ツ小屋末戸松本字向野60番地の 5	京極 正直
牛島西三丁目11番21号	田中 透
仁井田新田一丁目 5 番 3 号	工藤 香悦

（教示）

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第6条の規定により、秋田市長に対して異議申立てをすることができます。

さらに、当該異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、行政不服審査法第5条の規定により秋田県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、次の(1)および(2)のいずれかに該当するときは、この限りではありません。（行政不服審査法第20条）

- (1) 異議申立てをした日の翌日から起算して3箇月を経過しても当該異議申立てにつき決定をしないとき。
- (2) その他異議申立てについての決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、処分についての審査請求に対する裁決を経たあとでなければ提起できませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで決定の取消しの訴えを提起することができます。（行政事件訴訟法第8条）

- (1) 審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

3 処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法第14条の規定により、審査請求に対する裁決の送達を受けた日から6箇月以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、秋田

市を被告として、提起しなければならないこととされています。

秋田市告示第155号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 6月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受ける者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成18年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第156号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、財政部市民税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年 6月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の住所および氏名
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成18年度軽自動車税納税通知書

秋田市告示第157号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成18年 6月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
和賀 芳宏	菅野 靖雄	雄和B & G海洋センターの 使用料、公衆電話使用料の 収納に関する事務。
和賀 芳宏	吉田 善勝	雄和B & G海洋センターの 使用料、公衆電話使用料の 収納に関する事務。
和賀 芳宏	浅野 元子	雄和B & G海洋センターの 使用料、公衆電話使用料の 収納に関する事務。
和賀 芳宏	菅野 昭八	市立体育館および附属地の 使用料、公衆電話使用料の 収納に関する事務。

秋田市告示第158号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成18年6月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
日野 久	高橋 文夫	旧黒澤家住宅の観覧料の収 納に関する事務。図録等頒 布収入の収納に関する事 務。つり銭の出納保管に 関する事務。

秋田市告示第159号

次の介護保険料納入通知書および介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および介護保険料督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年6月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
以下のとおり
- 送達する書類

平成18年度介護保険料納入通知書

被保険者番号	被保険者氏名	被保険者住所
1000287043	佐藤 利子	八橋イサノ二丁目2番6号 キャッスル長沢B

平成18年度介護保険料督促状

被保険者番号	被保険者氏名	期別	被保険者住所
1000015089	渡辺 幸子	1期	川元小川町4番18号

1000276194	佐藤 敏雄	1期	手形山崎町6番7号
1000505022	和佐ミヨ子	1期	浜田字陣ヶ原15番地
1000700540	渡辺 勇蔵	1期	川元小川町4番18号

秋田市告示第160号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役をして収入役の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員より再委任させたので、同条第5項において準用する同法第170条第4項の規定により告示する。

平成18年6月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

出納員から現金取扱員への再委任

委任する 出納員	委任を受ける 現金取扱員	委任事務
和賀 芳宏	木村 功	市立体育館および附属地の 使用料、公衆電話使用料の 収納に関する事務。

秋田市告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成18年6月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 変更があった認可地縁団体の名称
千秋の丘松崎団地町内会
- 認可年月日
平成13年12月11日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 島 山 勇
秋田市下北手松崎字大巻26番地59
変更後 小 原 良 雄
秋田市下北手松崎字大巻26番地177
- 変更年月日
平成18年6月21日
- 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第162号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

平成18年6月21日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 撤去し、保管した自転車等
 - 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 63台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 50台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台

- (2) 撤去し、保管した年月日
平成18年6月1日から同年6月15日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号（秋田駅東自転車等駐車
場内）秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成18年7月5日から平成19年1月5日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還
申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の
利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用
者等の引き取りがないものについての所有権は、本市に帰属す
る。

4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市市民生活部生活課 電話866-2035
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話834-6497

秋田市告示第163号

市道路線認定に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第8条の規定に基づき、市道
路線を次のとおり認定するので、同法第9条の規定により告示す
る。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
に供する。

平成18年6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 認定路線

整理番号	路線名	起 点	重要な経過地
		終 点	
30846	土崎南三丁目 6号線	秋田市土崎港南三丁目510番19地先 秋田市土崎港南三丁目510番14地先	
30847	田五郎14号線	秋田市八橋田五郎一丁目204番6地先 秋田市八橋田五郎一丁目204番2地先	
51001	仁井田潟中町 23号線	秋田市仁井田潟中町96番2地先 秋田市仁井田潟中町96番6地先	
60826	新屋豊町15号線	秋田市新屋豊町576番1地先 秋田市新屋豊町553番27地先	
80446	広面小学校9号線	秋田市広面字近藤堰添21番4地先 秋田市広面字近藤堰添19番1地先	
80447	谷内佐渡10号線	秋田市広面字谷内佐渡211番1地先 秋田市広面字谷内佐渡211番2地先	

2 縦覧期間

平成18年6月23日から
平成18年7月7日まで

規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧
に供する。

平成18年6月23日

秋田市道路管理者

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第164号

市道路線の区域決定および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の 種類	路線名	起 点	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
		終 点		
市道	土崎南三丁目 6号線	秋田市土崎港南三丁目510番19地先 秋田市土崎港南三丁目510番14地先	102.50	6.00
市道	田五郎14号線	秋田市八橋田五郎一丁目204番6地先 秋田市八橋田五郎一丁目204番2地先	57.60	6.00
市道	仁井田潟中町 23号線	秋田市仁井田潟中町96番2地先 秋田市仁井田潟中町96番6地先	37.50	6.00
市道	新屋豊町15号線	秋田市新屋豊町576番1地先 秋田市新屋豊町553番27地先	100.00	4.60 ～ 6.00
市道	広面小学校9号線	秋田市広面字近藤堰添21番4地先 秋田市広面字近藤堰添19番1地先	41.00	6.00

市道	谷内佐渡10号線	秋田市広面字谷内佐渡211番1地先 秋田市広面字谷内佐渡211番2地先	56.60	6.00
----	----------	--	-------	------

- 2 区域決定および供用開始の期日
平成18年 6月23日
- 3 縦覧期間
平成18年 6月23日から
平成18年 7月 7日まで

秋田市告示第165号
市道路線の区域変更および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。
平成18年 6月26日
秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	松崎17号線	秋田市下北手松崎字大巻25番地先	400.00	4.00
			秋田市下北手松崎字谷崎23番1地先		
	新	松崎17号線	秋田市下北手松崎字大巻25番地先	384.00	10.30 ～ 13.00
			秋田市下北手松崎字谷崎23番1地先		

- 2 供用開始の期日
平成18年 6月26日
- 3 縦覧期間
平成18年 6月26日から
平成18年 7月10日まで

秋田市告示第166号
市道路線の区域変更および供用開始に関する告示
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。
平成18年 6月26日
秋田市長 佐 竹 敬 久

1 道路の区域および供用開始の区間

道路の種類	旧新別	路線名	区 域	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	旧	下新城中野2号線	秋田市下新城中野字前谷地432番地先	514.70	9.00
			秋田市下新城中野字前谷地404番地先		
	新	下新城中野2号線	秋田市下新城中野字前谷地432番地先	510.10	9.50
			秋田市下新城中野字前谷地404番地先		

- 2 供用開始の期日
平成18年 6月26日
- 3 縦覧期間
平成18年 6月26日から
平成18年 7月10日まで

秋田市告示第167号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、秋田市の区域内の別図1（省略）に示す町および字の区域ならびにその名称を別図2（省略）に示すとおり変更するので、同条第2項の規定に基づき、告示する。

この変更の処分は、平成18年 7月 1日から効力を生ずるものとする。

平成18年 6月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

秋田市告示第168号

住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第3条第2項

の規定に基づき、御所野地区の住居表示実施区域について街区符号および住居番号を次のとおり定めたので、同法第3条第3項の規定により告示する。

平成18年 6月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 実施区域 別添住居表示新旧対照図（省略）
のとおり
- 2 街区符号および住居番号 別添住居表示新旧対照表（省略）
のとおり
- 3 実施期日 平成18年 7月 1日
- 4 住居表示の方法 街区方式

秋田市告示第169号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成18年 6月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

専 決 処 分 書

平成17年度秋田市一般会計補正予算（第10号）の件
 上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。
 平成17年度秋田市一般会計補正予算（第10号）
 平成17年度秋田市の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入予算の補正）
 第1条 歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表 歳入予算補正」による。
 （市債の補正）
 第2条 市債の補正は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入予算補正
 歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
19 繰 入 金		4,977,668	△649,500	4,328,168
	2 基金繰入金	4,915,413	△649,500	4,265,913
22 市 債		14,787,100	649,500	15,436,600
	1 市債	14,787,100	649,500	15,436,600
歳 入 合 計		123,933,180	0	123,933,180

第2表 市債補正

（単位：千円）

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
総 務 費	4,109,500	24,000	4,133,500	普通貸借又は証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
社 会 福 祉 費	11,800	4,400	16,200			
清 掃 費	613,300	79,000	692,300			
農 業 費	231,200	△20,200	211,000			
林 業 費	28,800	3,200	32,000			
商 工 費	15,200	1,000	16,200			
道 路 橋 り ょ う 費	2,275,900	△35,700	2,240,200			
土 地 区 画 整 理 費	703,500	281,200	984,700			
街 路 事 業 費	1,260,200	136,200	1,396,400			
公 園 整 備 費	319,700	13,300	333,000			
都 市 拠 点 総 合 整 備 費	8,300	2,500	10,800			
住 宅 費	38,300	△16,500	21,800			
消 防 費	344,700	1,400	346,100			
小 学 校 費	253,700	60,700	314,400			
中 学 校 費	112,800	27,600	140,400			
保 健 体 育 費	495,000	43,600	538,600			
農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	2,800	△2,300	500			
公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	6,100	400	6,500			
河 川 費	—	44,100	44,100			
社 会 教 育 費	—	1,600	1,600			
計	14,787,100	649,500	15,436,600			

秋田市告示第170号

平成18年6月22日の「平成18年6月秋田市議会定例会」において議決を経た予算およびその要領は別紙のとおりである。

平成18年6月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

平成18年度秋田市一般会計補正予算（第1号）

平成18年度秋田市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ510,473千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114,346,473千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（市債の補正）

第2条 市債の変更は、「第2表 市債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		12,582,605	2,484	12,585,089
	2 国庫補助金	2,755,950	2,484	2,758,434
16 県支出金		4,033,509	17,890	4,051,399
	2 県補助金	2,007,674	17,890	2,025,564
20 繰越金		678,000	413,199	1,091,199
	1 繰越金	678,000	413,199	1,091,199
21 諸収入		6,171,925	2,500	6,174,425
	5 雑入	880,746	2,500	883,246
22 市債		10,028,300	74,400	10,102,700
	1 市債	10,028,300	74,400	10,102,700
歳 入 合 計		113,836,000	510,473	114,346,473

歳 出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		13,409,562	20,369	13,429,931
	1 総務管理費	11,734,437	20,369	11,754,806
3 民生費		31,430,719	29,133	31,459,852
	1 社会福祉費	13,956,254	6,633	13,962,887
	5 災害救助費	1,164	22,500	23,664
4 衛生費		8,702,475	969	8,703,444
	2 保健所費	2,003,368	969	2,004,337

6 農林水産業費		2,151,618	5,300	2,156,918
	2 林業費	428,912	5,300	434,212
7 商 工 費		6,113,671	8,000	6,121,671
	1 商工費	6,113,671	8,000	6,121,671
8 土 木 費		20,186,237	251,150	20,437,387
	5 都市計画費	6,857,555	251,150	7,108,705
10 教 育 費		11,296,044	165,000	11,461,044
	6 保健体育費	514,227	165,000	679,227
11 災害復旧費		5	1,499	1,504
	1 農林水産施設災害復旧費	2	1,499	1,501
13 諸 支 出 金		39,187	29,053	68,240
	1 公営企業費	39,186	29,053	68,239
歳 出 合 計		113,836,000	510,473	114,346,473

第2表 市債補正

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額			起債の 方 法	利 率	償還の方法
	補正前の額	補 正 額	計			
土 地 区 画 整 理 費	517,900	74,400	592,300			
計	10,028,300	74,400	10,102,700			

平成18年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）
平成18年度秋田市の土地区画整理会計補正予算（第1号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ164,000千円を

追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,714,601千
円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算
補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国庫支出金		617,050	61,850	678,900
	1 国庫補助金	617,050	61,850	678,900
4 繰 入 金		823,203	102,150	925,353
	1 繰入金	823,203	102,150	925,353
歳 入 合 計		1,550,601	164,000	1,714,601

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		1,545,101	164,000	1,709,101
	1 土地区画整理費	1,545,101	164,000	1,709,101
歳 出 合 計		1,550,601	164,000	1,714,601

平成18年度秋田市中央卸売市場会計補正予算（第1号）
平成18年度秋田市の中央卸売市場会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,000千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ672,437千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		167,070	8,000	175,070
	1 繰入金	167,070	8,000	175,070
歳 入 合 計		664,437	8,000	672,437

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 事業費		8,000	8,000	16,000
	1 中央卸売市場施設整備費	8,000	8,000	16,000
歳 出 合 計		664,437	8,000	672,437

平成18年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）
平成18年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

13,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,855,007千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保険料		3,197,771	2,470	3,200,241
	1 介護保険料	3,197,771	2,470	3,200,241
3 国庫支出金		4,098,473	5,265	4,103,738
	2 国庫補助金	805,567	5,265	810,832

5 県支出金		2,066,523	2,632	2,069,155
	2 県補助金	8,458	2,632	11,090
7 繰入金		2,362,437	2,633	2,365,070
	1 一般会計繰入金	2,362,437	2,633	2,365,070
歳入合計		16,842,007	13,000	16,855,007

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 地域支援事業費		51,753	13,000	64,753
	2 包括的支援事業・任意事業費	25,754	13,000	38,754
歳出合計		16,842,007	13,000	16,855,007

秋田市告示第171号

平成18年6月8日、行旅死亡人を取り扱ったので、行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）第9条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成18年6月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 本籍、住所、氏名
不詳
- 2 性別
男性
- 3 人相、体格、特徴等
身長163cm、年齢30～60歳代位、紺色のジャンパー、黒っぽいズボン、茶色のスニーカー（サイズ26cm）、姿。石や砂が入ったリュックサックを背負っていた。
- 4 発見年月日（時刻）
平成18年6月5日（午後7時15分頃）
- 5 死亡場所又は発見場所
秋田市向浜二丁目1番1号猿田興業株式会社の南東約100メートルの秋田運河内
- 6 死亡年月日
平成18年5月頃
- 7 処置
平成18年6月5日、秋田臨港警察署霊安室で見分の結果、身元が判明しないため、平成18年6月8日に死体を引き取り、平成18年6月8日午前10時に秋田市斎場で火葬に付し、遺骨

は、秋田市榎山古川新町68番地の長泉寺に安置している。

8 連絡先

秋田市山王一丁目1番1号
秋田市福祉保健部福祉総務課地域福祉推進室
電話番号 018 (866) 2494

秋田市告示第172号

次の交付要求通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該交付要求通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年6月28日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
工 藤 隆
秋田市土崎港相染町字中谷地3番地42
- 2 送達する書類
交付要求通知書

秋田市告示第173号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成18年6月29日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定自立支援医療機関（更生医療）

(1) 担当する医療の種類：腎臓に関する医療

指定番号	医療機関名	住 所	開 設 者 名	指定年月日
1	秋田組合総合病院	秋田市飯島西袋一丁目1番1号	秋田県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 小棚木 章	7月1日

2 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

(1) 担当する医療の種類：薬局

指定 番号	医 療 機 関 名	住 所	開 設 者 名	指定年月日
43	みゆき調剤薬局	秋田市仁井田本町三丁目26番35号	有限会社とりうみファーマシー 代表取締役 鳥海美雪	7月1日
44	株式会社山田相談薬局	秋田市大町一丁目6番21号	株式会社山田相談薬局 代表取締役 山田 繁	7月1日
45	山ノ下薬局	秋田市川元山下町8番8号	有限会社相原商店 代表取締役 相原真悦	7月1日
46	有限会社今薬局	秋田市千秋明德町2番19号	有限会社今薬局 代表取締役 今 忠郎	7月1日
47	みつば薬局	秋田市東通一丁目19番22号	有限会社みつば薬局 代表取締役 佐々木 晋也	7月1日
48	生々堂薬局	秋田市中通四丁目1番51号	株式会社小泉薬局 代表取締役 小泉 環子	7月1日
49	小泉薬局河辺店	秋田市河辺和田字上中野99番地	株式会社小泉薬局 代表取締役 小泉 環子	7月1日
50	マルナカ薬局	秋田市中通一丁目4番36号	有限会社おくだ会 代表取締役 井上 敏子	7月1日
51	アルプス薬局	秋田市將軍野南五丁目12番32号	有限会社おくだ会 代表取締役 井上 敏子	7月1日
52	薬局エール 港北店	秋田市土崎港北六丁目1番4号	株式会社アミック 代表取締役 高濱 正人	7月1日
53	薬局エール 大学病院前店	秋田市広面字蓮沼68番地2	株式会社アミック 代表取締役 高濱 正人	7月1日
54	中通六丁目薬局	秋田市中通六丁目1番55号	株式会社アミック 代表取締役 高濱 正人	7月1日
55	株式会社アミック 中通調剤薬局	秋田市南通築地2番35号	株式会社アミック 代表取締役 高濱 正人	7月1日
56	メイプル薬局	秋田市泉馬場14番10号	有限会社ビー・アンド・エス 代表取締役 大友 進	7月1日
57	コスモス薬局	秋田市仁井田露見町9番32号	有限会社ビー・アンド・エス 代表取締役 大友 進	7月1日
58	アイリス薬局	秋田市牛島東五丁目9番32号	有限会社ビー・アンド・エス 代表取締役 大友 進	7月1日
59	長尾薬局 御野場店	秋田市御野場新町四丁目7番25号	有限会社長尾薬局 代表取締役 長尾 孝	7月1日
60	有限会社長尾薬局	秋田市將軍野南四丁目9番8号	有限会社長尾薬局 代表取締役 長尾 孝	7月1日
61	丁酉会薬局	秋田市広面字糠塚118番地1	財団法人丁酉会 理事長 秩父 功一	7月1日
62	卸町薬局	秋田市茨島四丁目4番28号	有限会社トゥー・ワン・コア 代表取締役 小松田 瑞穂	7月1日
63	メディック薬局	秋田市新屋勝平町4番19号	有限会社ヘルスタウト 代表取締役 船木 潤一郎	7月1日
64	秋田みなみ会営業薬局	秋田市上北手猿田字苗代沢207番地3	社団法人秋田県薬剤師会 会長 渡辺 勝宏	7月1日
65	佐野薬局	秋田市保戸野通町3番31号	株式会社サノ・コーポレーション 代表取締役 佐野 元彦	7月1日
66	佐野薬局 広面店	秋田市広面字堤敷25番地1	株式会社サノ・コーポレーション 代表取締役 佐野 元彦	7月1日
67	佐野調剤薬局	秋田市保戸野通町3番31号	株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野 容子	7月1日

68	佐野薬局 中央店	秋田市川元山下町7番35号	株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野 容子	7月1日
69	山王佐野薬局	秋田市山王中園町3番11号 カメイビル1階	株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野 容子	7月1日
70	追分佐野薬局	秋田市下新城中野字琵琶沼226番地1	株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野 容子	7月1日
71	八橋佐野薬局	秋田市八橋本町三丁目1番45号 高陽台ビル1階	株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野 容子	7月1日
72	佐野薬局 中通一丁目店	秋田市中通一丁目3番39号 ダイアパレス中通1階	株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野 容子	7月1日
73	佐野薬局 勝平店	秋田市新屋豊町10番6号	株式会社サノ・ファーマシー 代表取締役 佐野 容子	7月1日
74	和田薬局	秋田市土崎港中央六丁目15番12号	有限会社オーテス 代表取締役 和田 節夫	7月1日
75	有限会社ミドリ薬局	秋田市手形山崎町6番9号	有限会社ミドリ薬局 代表取締役 佐藤 寿春	7月1日
76	あっぷる調剤薬局	秋田市泉中央二丁目16番14号	エスズファーマシー株式会社 代表取締役 佐藤 正	7月1日
77	追留薬局	秋田市御野場四丁目5番16号	追留 善信	7月1日
78	ハーモニー薬局	秋田市仁井田二ツ屋一丁目3番44号	山 先 翠	7月1日
79	有限会社亀の町薬局	秋田市南通亀の町4番1号	有限会社亀の町薬局 代表取締役 佐藤 五郎	7月1日
80	外旭川ファーマシー	秋田外旭川字三後田240番地	合資会社外旭川ファーマシー 無限責任社員 那波 勝義	7月1日
81	有限会社那波薬局	秋田市大町四丁目4番19号	有限会社那波薬局 代表取締役 那波 勝義	7月1日
82	有限会社那波薬局 八橋店	秋田市八橋三和町18番12号	有限会社那波薬局 代表取締役 那波 勝義	7月1日
83	至誠堂薬局	秋田市仁井田新田三丁目14番22号	有限会社至誠堂薬局 代表取締役 西村 政博	7月1日
84	有限会社 石川岩見調剤薬局	秋田市河辺三内字外川原102番地3	有限会社石川 代表取締役 石川 榮一	7月1日
85	加賀千代薬局	秋田市川尻上野町1番73号	有限会社加賀屋薬局 代表取締役 加賀屋 綾子	7月1日
86	かがや薬局	秋田市川元開和町1番5号	有限会社加賀屋薬局 代表取締役 加賀屋 綾子	7月1日
87	みどりさわやか薬局	秋田市川元松丘町4番57号	有限会社みどりケア・サービス 代表取締役 中川 猛夫	7月1日
88	さわやか薬局 新屋店	秋田市新屋表町4番1号	有限会社みどりケア・サービス 代表取締役 中川 猛夫	7月1日
89	有限会社中央薬局	秋田市南通亀の町6番12号	有限会社中央薬局 代表取締役 阿部 行雄	7月1日
90	中央薬局 勝平店	秋田市新屋勝平町2番32号	有限会社中央薬局 代表取締役 阿部 行雄	7月1日
91	株式会社外屋薬局	秋田市土崎港中央三丁目4番35号	株式会社外屋薬局 代表取締役 加藤 雅子	7月1日
92	ドラッグますや	秋田市土崎港中央三丁目2番7号	株式会社外屋薬局 代表取締役 加藤 雅子	7月1日
93	有限会社ばーる薬局	秋田市土崎港南二丁目3番66号	有限会社ばーる薬局 代表取締役 中村 エミ子	7月1日
94	港中央薬局	秋田市新屋大川町15番1号	中村 エミ子	7月1日

95	スパーク薬局	秋田市川元山下町7番32号	有限会社吉村商事 代表取締役 吉 村 登喜男	7月1日
96	安保薬局	秋田市中通六丁目13番22号	有限会社安保薬局 代表取締役 安 保 駒 治	7月1日
97	薬局どっと	秋田市広面字連沼86番地1	有限会社東邦ドラッグスト 代表取締役 地 葉 新 司	7月1日
98	城東薬局	秋田市広面字鍋沼56番地1	有限会社城東薬局 代表取締役 大 友 宏 子	7月1日
99	すずらん薬局	秋田市飯島飯田一丁目5番5号	有限会社メディハーツ 代表取締役 渡 部 信 夫	7月1日
100	すずらん薬局 港北店	秋田市土崎港北三丁目11番17号	有限会社メディハーツ 代表取締役 渡 部 信 夫	7月1日
101	すずらん薬局 土崎店	秋田市土崎港中央六丁目8番7号	有限会社メディハーツ 代表取締役 渡 部 信 夫	7月1日
102	おのぼ薬局	秋田市御野場新町二丁目8番15号	有限会社市民薬局 代表取締役 井 上 敏 子	7月1日
103	有限会社那須薬局	秋田市御野場新町三丁目4番22号	有限会社那須薬局 代表取締役 那 須 裕 子	7月1日
104	南秋調剤薬局 土崎店	秋田市土崎港中央一丁目17番3号	有限会社サルース 代表取締役社長 伊 藤 健	7月1日

秋田市告示第174号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成18年6月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状

秋田市告示第175号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護扶助のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年6月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
指定居宅介護支援事業所ほっと松崎	秋田市下北手松崎字家の前4番地4	平成18年5月1日
指定通所介護事業所ほっと松崎	秋田市下北手松崎字家の前4番地4	平成18年5月1日
さくらんぼ調剤薬局	秋田市千秋久保田町3番15号三宅ビル	平成18年5月16日
デイサービスセンターウエルケア	秋田市新屋松美ガ丘東町2番20号	平成18年5月18日
ウエルケアケアプランセンター	秋田市新屋松美ガ丘東町2番20号	平成18年5月19日

ケアプランセンター ふきのとう	秋田市手形字上川原41番地6	平成18年4月20日
医療法人運忠会 土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目4番26号	平成18年6月7日
アイリスケア センター御所野	秋田市御所野元町三丁目3番3号	平成18年4月1日
広幡歯科医院	秋田市河辺和田字上中野126番地3	平成18年5月1日
やすらぎの郷	秋田市泉中央五丁目1番16号	平成18年6月1日
医療法人社団敬寿会 鈴木内科胃腸科医院	秋田市牛島東一丁目2番9号	平成18年4月3日

秋田市告示第176号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年6月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
さくらんぼ調剤薬局	秋田市千秋久保田町3番15号三宅ビル	平成18年5月16日
もとまち歯科医院	秋田市新屋元町5番38号	平成18年5月20日
医療法人運忠会 土崎病院	秋田市土崎港中央四丁目4番26号	平成18年6月7日
広幡歯科医院	秋田市河辺和田字上中野126番地3	平成18年5月1日
医療法人社団敬寿会 鈴木内科胃腸科医院	秋田市牛島東一丁目2番9号	平成18年4月3日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
加藤歯科医院	秋田市中通六丁目4番33号	平成18年 5月22日
野呂田歯科医院	秋田市中通六丁目1番4号	平成18年 5月31日
広幡歯科医院	秋田市河辺和田字上中野118番地	平成18年 4月30日
医療法人社団敬寿会 鈴木内科胃腸科医院	秋田市牛島東二丁目2番37号	平成18年 4月1日

秋田市告示第177号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の10の規定により告示する。

平成18年6月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

介護保険事業所番号	0 5 9 0 1 0 0 0 3 8
指定地域密着型サービス事業所の名称および所在地	グリーンケア虹小規模多機能型居宅介護事業所 秋田市外旭川字堂ノ前174-1
当該事業所の指定の申請者および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名および住所	株式会社グリーンケア虹 秋田市外旭川字堂ノ前174-1 代表取締役 山口昌裕 秋田市山王中島町3-29 グランクレディ304
指定の年月日	平成18年6月29日
サービスの種類	小規模多機能型居宅介護

秋田市告示第178号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、次のとおり医療を担当させる機関を指定したので、同法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5の規定に基づき告示する。

平成18年6月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	指 定 年月日
有限会社 緑ヶ丘薬局	秋田市飯島緑丘町2番32号	平成18年 3月29日

秋田市告示第179号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および第50条の2の規定に基づき、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成18年6月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 指定

施術所の名称	施術所の所在地	指 定 年月日
はまなす整骨院	秋田市土崎港中央三丁目4番40号 ケアハウス土崎1F	平成18年 5月22日

2 廃止

施術所の名称	施術所の所在地	廃 止 年月日
健生整骨院	秋田市土崎港中央一丁目21番36号 メデイサビル2F	平成18年 3月31日

秋田市告示第180号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、市立夜間休日応急診療所における使用料および手数料の徴収、収納業務を次の者に委任したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年6月30日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 受託者の所在地および氏名

秋田市八橋南一丁目8番5号

社団法人秋田市医師会

会 長 福 島 幸 隆

教 委 告 示

秋田市教委告示第11号

平成18年6月21日午後3時30分秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。

平成18年6月5日

秋田市教育委員会

委員長 石 田 俊 介

選 管 告 示

秋市選管告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、次の者を本市の選挙人名簿から抹消したので告示する。

平成18年6月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

抹消した者の氏名等 別紙（省略）のとおり

秋市選管告示第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条、第75条、第76条、第80条、第81条および第86条、ならびに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1および3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法第74条第5項の規定により告示する。

平成18年6月2日

秋田市選挙管理委員会

委員長 古 谷 隆 一

1 50分の1の数 5,410人

2 3分の1の数 90,160人

農 委 告 示

秋田市農委告示第8号

平成18年6月20日午後2時河辺市民センターに秋田市農業委員会総会を招集する。

平成18年6月13日

秋田市農業委員会会長 柏 谷 健 作

- 1 案 件 秋田市牛島東二丁目1番24号 高橋朋子の農地法第5条の規定による許可申請に関する件 外20件

監 査 委 告 示

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

平成18年6月14日

秋田市監査委員 菊 谷 明

秋田市監査委員 高 井 宏 司

秋田市監査委員 塚 田 勇

秋田市監査委員 三 浦 清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所
 秋田県秋田市泉中央一丁目7番24号
 河野隆治
 宮城県多賀城市中央二丁目23番3-301号
 岩瀬高志
 宮城県仙台市宮城野区鶴ヶ谷東二丁目1番5-2号
 今江光彦
 宮城県宮城郡利府町しらかし台一丁目2番地7
 下山誠
 宮城県黒川郡大和町もみじヶ丘二丁目36番地の5
 高橋克明
 宮城県岩沼市桜三丁目13番8号
 濱田輝明
 宮城県多賀城市栄一丁目1番20号
 井口立和
 宮城県仙台市泉区泉中央一丁目28番地の1 マーブルシャトー
 泉中央602
 田高禎治
 宮城県仙台市泉区将監一丁目2番11号 シオンテラス101
 益満隆幸
 宮城県仙台市青葉区堤町一丁目8番76号 ASCourt I - 101
 竹田正幸
 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町133番地 VIEW・FLAT902
 歌 健 至
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
 平成18年7月1日から平成19年3月31日まで

上 下 水 道 局 告 示

秋田市上下水道局告示第44号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年6月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏
 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
有限会社 オーワダ	大和田進	男鹿市船越字杉山 16番地	平成18年 6月9日

秋田市上下水道局告示第45号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年6月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏
 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社 オーワダ	大和田進	男鹿市船越字杉山16番地

2 指定期間

平成18年6月9日から平成21年6月8日まで

秋田市上下水道局告示第46号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年6月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏
 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
緑住設	目黒清春	秋田市飯島美砂町 6番17号	平成18年 6月9日

秋田市上下水道局告示第47号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年6月9日

秋田市上下水道事業管理者 佐 藤 正 敏
 1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
緑住設	目黒清春	秋田市飯島美砂町6番17号

2 指定期間

平成18年6月9日から平成21年6月8日まで

秋田市上下水道局告示第48号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年6月12日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏
指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地	指定年月日
株式会社 三浦組	今野 恵一	由利本荘市西目町 沼田字新道下2番 地289	平成18年 6月12日

秋田市上下水道局告示第49号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年6月12日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社三浦組	今野 恵一	由利本荘市西目町沼田字新道下2番地289

2 指定期間

平成18年6月12日から平成21年6月11日まで

秋田市上下水道局告示第51号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年6月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社 村上商店	村上 直樹	秋田市大町六丁目5番14号

2 指定日

平成18年6月16日

秋田市上下水道局告示第52号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年6月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社 村上商店	村上 直樹	秋田市大町六丁目5番14号

2 指定期間

平成18年6月16日から平成21年6月15日まで

秋田市上下水道局告示第53号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の7の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の廃止を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

平成18年6月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定給水装置工事業者の廃止

指定工事業者	代表者	所在地
建 水	渡部 武	秋田市新屋寿町7番5号

2 廃止年月日

平成18年6月9日

秋田市上下水道局告示第54号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年6月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定給水装置工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社 豊栄建設	宇佐美 豊	秋田市下新城小友字中坪72番地

2 指定年月日

平成18年6月16日

秋田市上下水道局告示第55号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年6月16日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
有限会社 豊栄建設	宇佐美 豊	秋田市下新城小友字中坪72番地

2 指定期間

平成18年6月16日から平成21年6月15日まで

秋田市上下水道局告示第56号

次の区域の公共下水道の供用および下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり告示し、関係図面を一般の縦覧に供する。

平成18年6月20日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

- 1 公共下水道の供用および下水の処理を開始する年月日
平成18年7月5日
- 2 下水を排除する区域および下水の処理を開始する区域
四ツ小屋小阿地字柳林、四ツ小屋小阿地字坂ノ上、四ツ小屋小阿地字坂ノ下、四ツ小屋小阿地字上野、四ツ小屋字下川原、四ツ小屋字城下当場、河辺高岡字川原田、土崎港北五丁目、泉馬場、新藤田字高梨台、手形字中台、旭川新藤田東町、下北手松崎字前谷地、下北手松崎字大巻、下北手松崎字家ノ前、将軍野青山町、仁井田本町六丁目、浜田字西出小屋、金足下刈字北野、金足下刈字雨池、仁井田字大野、下新城中野字街道端西、飯島字堀川、金足追分字海老穴、将軍野東二丁目、八橋新川向、牛島西三丁目、寺内字三千刈、寺内字イサノ、広面字高田、広面字屋敷田および広面字板橋添の各一部
- 3 供用を開始しようとする排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示する。
- 4 公共下水道の供用および下水の処理を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置および名称
秋田市向浜二丁目3番1号
秋田湾・雄物川流域下水道秋田臨海処理センター
- 6 関係図面の縦覧場所
秋田市川尻みよし町14番8号
秋田市上下水道局普及促進室
- 7 縦覧の期間
平成18年6月21日から7月4日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く。
- 8 縦覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市上下水道局告示第57号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

平成18年6月28日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定給水装置工事事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社 ハヤキタ設備工業	涌坪 茂	秋田市四ツ小屋小阿地字大 杉沢86番地1

2 指定日

平成18年6月28日

秋田市上下水道局告示第58号

秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成17年秋田市上下水道局管理規程第20号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の指定をしたので、同規程第12条の規定により告示する。

平成18年6月28日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤正敏

1 指定排水設備工事業者の指定

指定工事業者	代表者	所在地
株式会社 ハヤキタ設備工業	涌坪 茂	秋田市四ツ小屋小阿地字大 杉沢86番地1

2 指定期間

平成18年6月28日から平成21年6月27日まで

公 告

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

平成18年6月2日

秋田市長 佐竹敬久

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名および住所

ア 氏 名 大和工商リース株式会社
代表取締役社長 梶本六夫

イ 住 所 大阪府大阪市中央区農人橋二丁目1番36号
ビップビル

(2) 大規模小売店舗の名称および所在地

ア 名 称 フレスポ御所野
イ 所 在 地 秋田県秋田市御所野元町一丁目1番1号

(3) 小売業を行う主な者の氏名および住所

別紙1（省略）

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

平成19年2月1日

(5) 店舗面積の合計

9,246.02㎡

(6) 駐車場の収容台数

599台

(7) 駐輪場の収容台数

286台

(8) 荷さばき施設の面積

145.50㎡

(9) 廃棄物等の保管施設の容量

214.44㎡

(10) 小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻

別紙2（省略）

(11) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

8時30分～23時30分

(12) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(13) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

6時00分～21時00分

2 届出年月日

平成18年5月31日

3 関係書類の縦覧場所および期間

- (1) 縦覧場所 秋田市商工部商業観光課
- (2) 期 間 平成18年6月2日(金)～平成18年10月2日(月)
- 4 意見書の提出先
秋田市商工部商業観光課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名および住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成18年3月7日付け秋田市指令第874号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年6月5日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市新屋勝平台4番9号
夏井 雄 一
秋田市新屋勝平台4番9号
夏井 真樹子
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市豊岩豊巻字中山131番3

秋田市公告

次のとおり公示による通知がありましたので、土地収用法施行令第6条の2において準用する同令第5条第4項の規定により公告する。

平成18年6月6日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 事件名
市道飯島金足線（飯島工区）道路新設工事及びこれに伴う農業用道路付替工事に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称
平成18年5月29日付け秋収委-29「審理の開始について（通知）」
- 3 通知を受けるべき者
秋田県秋田市下新城笠岡字鳥下り7番の土地の所有者
- 4 公示による通知に係る掲示および掲載の事実
 - (1) 掲示されている場所 秋田県揭示場(秋田県庁正面玄関前)
 - (2) 掲示を始めた年月日 平成18年6月6日
 - (3) 掲載される公報 平成18年6月6日付けの秋田県公報

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第28条の規定に基づき、公告する。

平成18年6月7日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市牛島西三丁目6番16号
有限会社若村建設
代表取締役 若 村 進 豊
- 2 道路位置指定箇所

- 秋田市仁井田本町一丁目366番3、366番9、367番3、367番7、367番8地先道路・水路（法定外公共物）および367番8
- 3 道路幅員 4.36メートル
- 4 道路延長 34.00メートル
- 5 指定年月日および番号
平成18年6月7日 第2号

秋田市公告

秋田市個人情報保護条例（平成17年秋田市条例第11号。以下「条例」という。）の平成17年度の運用状況を、条例第51条の規定に基づき、公告する。

平成18年6月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 保有個人情報開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決 定 の 内 容					取下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	
市 長	18	13	4		1		
上下水道局	1	1					
計	19	14	4		1		

2 保有個人情報利用停止請求処理状況

実施機関	利用停止請求件数	決 定 の 内 容			取下げ
		停 止	部分停止	不 停 止	
市 長	3			3	
計	3			3	

3 不服申立ての状況

平成17年度 諮問件数	平成17年度審査会処理件数			未処理 件数 (諮問中)	却 下	取下げ
	認 容	一 部 認 容	棄 却			
2				2		

秋田市公告

秋田市情報公開条例（平成9年秋田市条例第39号。以下「条例」という。）の平成17年度の運用状況を、条例第32条の規定に基づき、公告する。

平成18年6月8日

秋田市長 佐 竹 敬 久

1 公文書開示請求処理状況

実施機関	開示請求件数	決 定 の 内 容					取下げ
		開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答拒否	
市 長	19	6	11	1		1	
教育委員会	9	5	3		1		
上下水道局	7	1	5			1	
議 会	4	2	1		1		
選挙管理委員会	1		1				
公 平 委 員	1				1		
監 査 委 員	1				1		
農 業 委 員 会	1				1		
固定資産評価審査委員会	1				1		
交 通 局	1				1		

消 防	1		1				
計	46	14	22	1	7		2

2 不服申立ての状況

繰越件数	平成17年度 諮問件数	平成17年度審査会処理件数			未処理件数 (諮問中)	却下	取下げ
		認容	一部 認容	棄却			
1				1			

秋田市公告

平成18年7月16日に執行する秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第21条第1項の規定に基づき選挙人名簿を公衆の縦覧に供したところ、異議の申し出がなかったため、同令第22条第4項に規定する選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので同令第22条第1項および第4項の規定により公告する。

平成18年6月13日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 宅地の所有権者が選挙すべき委員の数 7人
- 2 宅地の借地権者が選挙すべき委員の数 1人

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の規定により、平成18年5月1日付け秋田市指令第3207号で許可した開発行為に関する工事が完了したため、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年6月14日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市新屋豊町3番48号
株式会社 ナイス
代表取締役 齋 藤 一 郎
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市土崎港中央四丁目1番1、1番2、145番1、162番9
および162番14

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加希望者を公募する。

平成18年6月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 入札に付する事項
 - (1) 物件名
秋田市立小中学校情報教育環境整備事業にかかる機器納入設置および賃貸借
 - (2) 物品名および数量
デスクトップ型パソコン244台、ノート型パソコン120台、モノクロレーザプリンタ6台、カラーレーザプリンタ4台、インクジェットプリンタ154台、イメージスキャナ40台、無線アクセスポイント181台、アプリケーションソフト等（インストール含む。）1式
 - (3) 納入期限 平成18年7月31日(月)
 - (4) 納入場所 秋田市の指定する場所
- 2 入札に関する事項

- (1) 日 時 平成18年7月4日(火)午前10時30分～
 - (2) 場 所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
 - 3 契約に関する事項
 - (1) 契約期間 契約した日から平成24年7月31日まで
 - (2) 賃貸借期間 平成18年8月1日から平成24年7月31日まで
 - 4 入札参加に必要な資格
 - (1) 秋田市に本社、支店、営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。
 - (2) 上記物品の納入・設置ができ、かつ、賃貸借契約をおこなえること。（上記物品の納入・設置のできる1の業者が、賃貸借契約の可能な1の業者からリース料率等についての覚書等を締結している場合を含む。）
 - (3) 租税に滞納がないこと。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
 - (5) 秋田市指名停止措置要綱第2条第1項の規定による指名停止期間中の者でないこと。
 - 5 入札参加申し込みに関する事項
 - (1) 入札参加希望者は、入札説明書等配布資料（物品の仕様書含む。）を受領し、平成18年6月28日(水)までに次に掲げる書類とその添付書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
 - イ 営業経歴書（様式2（省略））
 - ウ 納税証明書
 - (ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）
 - (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人営業の方は個人市民税）
 - (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 - ※消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
 - ※納税証明書に代わって、各納付書の写し、あるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済みのお知らせ」の提出でも可
 - エ 登記簿謄本（個人営業の方は住民票）
 - オ 賃貸借業者との関係を示す契約（覚書等）の写し
 - ※入札参加希望者が賃貸借できない場合は、あらかじめ、賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分の伏せた写しを添付すること。
 - (2) 入札説明書等配布資料受領場所 秋田市教育委員会学事課
 - (3) 申込書等の提出
申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けないものとする。
 - (4) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
 - ア 受付期間 平成18年6月15日(木)から平成18年6月28日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
 - イ 受付場所 秋田市教育委員会学事課
- 6 指名に関する事項
 - (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
 - (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場

合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果の通知は、平成18年6月30日(金)午後に行う。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された書類は、返却しない。

- (3) 問い合わせ先

秋田市教育委員会学事課学事担当

電話 018-866-2243

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成18年6月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画公園 2・2・12号 川反三丁目街区公園
- 2 都市計画を変更しようとする土地の区域
秋田市大町三丁目地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成18年6月16日から平成18年6月29日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成18年6月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 下新城中野地区計画
- 2 位置および区域
秋田市下新城中野字街道端西地内
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成18年6月16日から平成18年6月29日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成18年6月15日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画用途地域
- 2 位置および区域
秋田市下新城中野字街道端西地内
- 3 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成18年6月16日から平成18年6月29日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成18年6月20日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 都市計画事業の種類および名称
秋田都市計画道路事業
3・1・44号 新都市大通線
3・4・45号 上北手雄和線
- 2 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市建設部道路建設課

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、平成18年3月10日付け秋田市指令第1062号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

平成18年6月23日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市保戸野原の町6番26号
布 川 専 一
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田世外旭川字待合25番1および26番1

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（平成18年度第2号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次により縦覧に供する。

平成18年6月27日

秋田市長 佐 竹 敬 久

- 1 閲覧場所 秋田市農林部農林総務課
- 2 閲覧期間 平成18年6月28日から
平成18年7月18日まで
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く平日。
- 3 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市公告

財政報告書の作成および公表に関する条例（平成7年秋田市条

例第48号) 第2条第1項の規定により財政報告書の公表を行うので、同条例第4条の規定に基づき次のとおり公告する。

平成18年6月29日

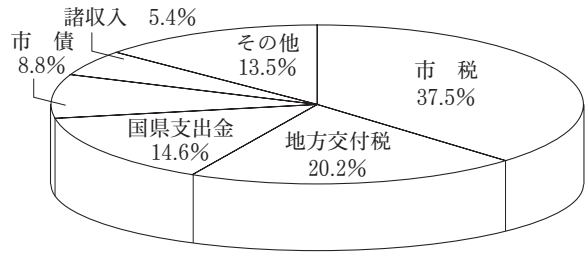
秋田市長 佐 竹 敬 久
秋田市の財政
平成18年6月

I 平成18年度当初予算の状況

1 歳入・歳出予算の状況

(1) 一般会計

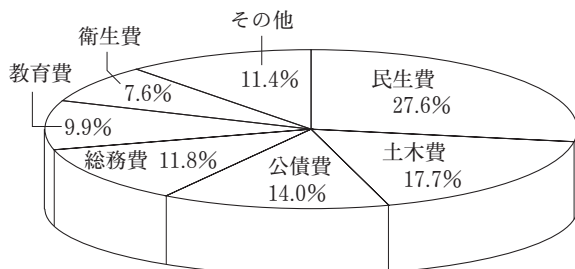
① 平成18年度当初予算(歳入)の状況



(単位：千円、%)

区 分	平成18年度		平成17年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	当初予算(A)	構 成 比	当初予算(B)	構 成 比		
市 税	42,679,431	37.5	42,158,338	35.9	521,093	1.2
地 方 譲 与 税	3,481,904	3.1	2,468,289	2.1	1,013,615	41.1
利 子 割 交 付 金	119,079	0.1	125,456	0.1	△6,377	△5.1
配 当 割 交 付 金	35,287	0.0	24,739	0.0	10,548	42.6
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	18,407	0.0	129	0.0	18,278	殆増
地 方 消 費 税 交 付 金	3,200,389	2.8	3,263,712	2.8	△63,323	△1.9
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	82,499	0.1	96,353	0.1	△13,854	△14.4
自 動 車 取 得 税 交 付 金	352,443	0.3	346,829	0.3	5,614	1.6
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	10,461	0.0	10,425	0.0	36	0.3
地 方 特 例 交 付 金	1,075,000	0.9	1,477,573	1.2	△402,573	△27.2
地 方 交 付 税	23,038,000	20.2	22,819,000	19.4	219,000	1.0
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	110,000	0.1	103,200	0.1	6,800	6.6
分 担 金 及 び 負 担 金	1,082,412	1.0	1,066,557	0.9	15,855	1.5
使 用 料 及 び 手 数 料	2,232,034	2.0	2,421,532	2.1	△189,498	△7.8
国 庫 支 出 金	12,582,605	11.1	12,940,946	11.0	△358,341	△2.8
県 支 出 金	4,033,509	3.5	3,856,103	3.3	177,406	4.6
財 産 収 入	452,787	0.4	613,976	0.5	△161,189	△26.3
寄 附 金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
繰 入 金	2,371,527	2.1	1,735,801	1.5	635,726	36.6
繰 越 金	678,000	0.6	898,000	0.8	△220,000	△24.5
諸 収 入	6,171,925	5.4	6,307,441	5.4	△135,516	△2.1
市 債	10,028,300	8.8	14,641,600	12.5	△4,613,300	△31.5
合 計	113,836,000	100.0	117,376,000	100.0	△3,540,000	△3.0

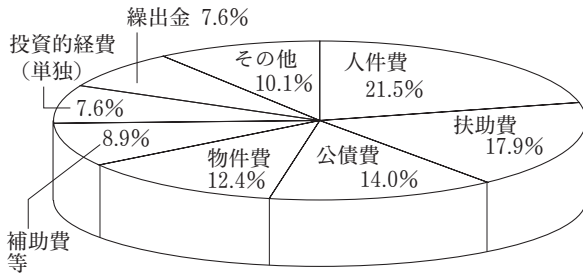
② 平成18年度当初予算(歳出)の状況(目的別)



(単位：千円、%)

区 分	平成18年度		平成17年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	当初予算(A)	構 成 比	当初予算(B)	構 成 比		
議 会 費	753,054	0.7	755,654	0.6	△2,600	△0.3
総 務 費	13,409,562	11.8	16,819,260	14.3	△3,409,698	△20.3
民 生 費	31,430,719	27.6	30,317,334	25.8	1,113,385	3.7
衛 生 費	8,702,475	7.6	9,223,099	7.9	△520,624	△5.6
労 働 費	415,705	0.4	497,758	0.4	△82,053	△16.5
農 林 水 産 業 費	2,151,618	1.9	2,282,836	2.0	△131,218	△5.7
商 工 費	6,113,671	5.4	6,357,646	5.4	△243,975	△3.8
土 木 費	20,186,237	17.7	19,395,395	16.5	790,842	4.1
消 防 費	3,293,770	2.9	3,598,144	3.1	△304,374	△8.5
教 育 費	11,296,044	9.9	12,066,829	10.3	△770,785	△6.4
災 害 復 旧 費	5	0.0	5	0.0	0	0.0
公 債 費	15,963,953	14.0	15,954,288	13.6	9,665	0.1
諸 支 出 金	39,187	0.0	27,752	0.0	11,435	41.2
予 備 費	80,000	0.1	80,000	0.1	0	0.0
合 計	113,836,000	100.0	117,376,000	100.0	△3,540,000	△3.0

③ 平成18年度当初予算（歳出）の状況（性質別）



(単位：千円、%)

区 分	平成18年度		平成17年度		比較増減 (A)-(B)	増 減 率
	当初予算(A)	構 成 比	当初予算(B)	構 成 比		
人 件 費	24,518,069	21.5	24,491,595	20.9	26,474	0.1
物 件 費	14,190,044	12.4	14,911,398	12.7	△721,354	△4.8
維 持 補 修 費	887,946	0.8	966,488	0.8	△78,542	△8.1
扶 助 費	20,340,367	17.9	19,523,909	16.6	816,458	4.2
補 助 費 等	10,126,369	8.9	10,303,943	8.8	△177,574	△1.7
消 費 的 経 費 計	70,062,795	61.5	70,197,333	59.8	△134,538	△0.2
補 助 事 業	2,267,988	2.0	3,044,629	2.6	△776,641	△25.5
単 独 事 業	8,676,728	7.6	6,977,561	6.0	1,699,167	24.4
県 営 事 業 負 担 金	1,012,075	0.9	1,308,467	1.1	△296,392	△22.7
災 害 復 旧 事 業	5	0.0	5	0.0	0	0.0
投 資 的 経 費 計	11,956,796	10.5	11,330,662	9.7	626,134	5.5
公 債 費	15,961,953	14.0	15,952,288	13.6	9,665	0.1
積 立 金	761,235	0.7	4,862,173	4.1	△4,100,938	△84.3
投 資 及 び 出 資 金	1,495,829	1.3	1,355,429	1.2	140,400	10.4
貸 付 金	4,995,036	4.4	5,310,185	4.5	△315,149	△5.9
繰 出 金	8,602,356	7.6	8,367,930	7.1	234,426	2.8
合 計	113,836,000	100.0	117,376,000	100.0	△3,540,000	△3.0

(2) 特別会計

(単位：千円、%)

会 計	平成18年度 当初予算(A)	平成17年度 当初予算(B)	比較増減 (A)-(B)	増 減 率
土 地 区 画 整 理 会 計	1,550,601	1,575,891	△25,290	△1.6
市 有 林 会 計	182,173	181,143	1,030	0.6
市 営 墓 地 会 計	71,483	47,583	23,900	50.2
中 央 卸 売 市 場 会 計	664,437	654,830	9,607	1.5
農 業 集 落 排 水 会 計	1,190,128	1,569,579	△379,451	△24.2
大 森 山 動 物 園 会 計	374,866	415,354	△40,488	△9.7
廃 棄 物 発 電 会 計	149,649	127,338	22,311	17.5
国 民 健 康 保 険 事 業 会 計	28,703,752	26,278,753	2,424,999	9.2
老 人 保 健 医 療 事 業 会 計	29,969,386	31,274,341	△1,304,955	△4.2
母 子 寡 婦 福 祉 資 金 貸 付 事 業 会 計	86,477	98,388	△11,911	△12.1
介 護 保 険 事 業 会 計	16,842,007	15,699,403	1,142,604	7.3
合 計	79,784,959	77,922,603	1,862,356	2.4

2 住民負担の状況

平成18年度当初予算における住民負担の状況

(単位：円、%)

区 分	平成18年度(A)		平成17年度(B)		比較増減 (A)-(B)
	一人当たり 負 担 額	構 成 比	一人当たり 負 担 額	構 成 比	
市 民 税	54,172	42.0	49,817	39.1	4,355
個 人	38,132	29.6	35,094	27.5	3,038
法 人	16,040	12.4	14,723	11.6	1,317
固 定 資 産 税	63,095	48.9	66,045	51.8	△2,950
固 定 資 産 税	62,204	48.2	65,155	51.1	△2,951
国 有 資 産 等 所 在 市 交 付 金	891	0.7	890	0.7	1
軽 自 動 車 税	1,221	0.9	1,216	0.9	5
市 た ば こ 税	6,612	5.1	6,450	5.1	162
鉦 産 税	22	0.0	20	0.0	2
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	3	0.0	△3
入 湯 税	62	0.1	41	0.0	21
事 業 所 税	3,916	3.0	3,921	3.1	△5
合 計	129,100	100.0	127,513	100.0	1,587

3 公営事業の概況

平成18年度秋田市病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度秋田市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病 床 数 468床
- (2) 年 間 患 者 数
 - 入 院 148,190人
 - 外 来 325,360人
- (3) 一 日 平 均 患 者 数
 - 入 院 406人
 - 外 来 1,328人
- (4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業
 - 総合医療情報システム更新 一式
 - 医療機械購入 9品目

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収 入

- 第1款 病院事業収益 9,042,180千円
 - 第1項 医 業 収 益 8,093,920千円
 - 第2項 医 業 外 収 益 948,259千円
 - 第3項 特 別 利 益 1千円

支 出

- 第1款 病院事業費用 9,164,296千円
 - 第1項 医 業 費 用 8,765,076千円
 - 第2項 医 業 外 費 用 370,120千円
 - 第3項 特 別 損 失 27,100千円
 - 第4項 予 備 費 2,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。
(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額349,552千円は
当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額932千円及び
過年度分損益勘定留保資金348,620千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資 本 的 収 入 850,210千円
 - 第1項 企 業 債 575,900千円
 - 第2項 出 資 金 274,310千円

<p style="text-align: center;">支 出</p> <p>第1款 資本的支出 1,199,762千円</p> <p> 第1項 建設改良費 611,157千円</p> <p> 第2項 企業債償還金 588,605千円</p> <p> (企業債)</p> <p>第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。</p> <p> 起債の目的 建設改良費</p> <p> 限度額 575,900千円</p> <p> 起債の方法 証書借入</p> <p> 利率 5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）</p> <p> 償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。</p> <p> (一時借入金)</p> <p>第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。</p> <p> (議会の議決を経なければ流用することのできない経費)</p> <p>第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。</p> <p> (1) 職員給与費 4,610,479千円</p> <p> (2) 交際費 500千円</p> <p> (他会計からの補助金)</p> <p>第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、166,784千円である。</p> <p> (たな卸資産購入限度額)</p> <p>第9条 たな卸資産の購入限度額は、1,520,000千円と定める。</p> <p style="text-align: center;">平成18年度秋田市水道事業会計予算</p> <p> (総則)</p> <p>第1条 平成18年度秋田市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。</p> <p> (業務の予定量)</p> <p>第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">(上水道)</td> <td style="text-align: center;">(簡易水道)</td> <td style="text-align: center;">(計)</td> </tr> <tr> <td>(1) 給水戸数</td> <td style="text-align: right;">140,702</td> <td style="text-align: right;">4,066</td> <td style="text-align: right;">144,768</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">戸</td> <td style="text-align: center;">戸</td> <td style="text-align: center;">戸</td> </tr> <tr> <td>(2) 年間総配水量</td> <td style="text-align: right;">40,483,513</td> <td style="text-align: right;">1,355,253</td> <td style="text-align: right;">41,838,766</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> </tr> <tr> <td>(3) 一日平均配水量</td> <td style="text-align: right;">110,913</td> <td style="text-align: right;">3,713</td> <td style="text-align: right;">114,626</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> <td style="text-align: center;">m³</td> </tr> <tr> <td>(4) 主要な建設改良事業</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (イ) 配水管整備工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 配水管布設</td> <td style="text-align: right;">11,731m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 配水管布設替</td> <td style="text-align: right;">14,056m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (ロ) 新都市水道整備工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 配水管布設</td> <td style="text-align: right;">1,189m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (ハ) 施設改良工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 配水管布設</td> <td style="text-align: right;">360m</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> 仁井田・豊岩浄水場施設整備</td> <td style="text-align: center;">一式</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> (ニ) 岩見三内地区統合簡易水道工事</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>		(上水道)	(簡易水道)	(計)	(1) 給水戸数	140,702	4,066	144,768		戸	戸	戸	(2) 年間総配水量	40,483,513	1,355,253	41,838,766		m ³	m ³	m ³	(3) 一日平均配水量	110,913	3,713	114,626		m ³	m ³	m ³	(4) 主要な建設改良事業				(イ) 配水管整備工事				配水管布設	11,731m			配水管布設替	14,056m			(ロ) 新都市水道整備工事				配水管布設	1,189m			(ハ) 施設改良工事				配水管布設	360m			仁井田・豊岩浄水場施設整備	一式			(ニ) 岩見三内地区統合簡易水道工事				<p>配水管布設 4,065m</p> <p>集中監視装置設備設置 一式</p> <p>(ホ) 河辺南部地区簡易水道基幹改良工事</p> <p> 配水管布設替 1,544m</p> <p> (収益的収入及び支出)</p> <p>第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。</p> <p style="text-align: center;">収 入</p> <p>第1款 上水道事業収益 7,567,000千円</p> <p> 第1項 営業収益 7,466,891千円</p> <p> 第2項 営業外収益 100,099千円</p> <p> 第3項 特別利益 10千円</p> <p>第2款 簡易水道事業収益 337,324千円</p> <p> 第1項 営業収益 258,199千円</p> <p> 第2項 営業外収益 79,125千円</p> <p>収入合計 7,904,324千円</p> <p style="text-align: center;">支 出</p> <p>第1款 上水道事業費用 7,244,437千円</p> <p> 第1項 営業費用 5,956,206千円</p> <p> 第2項 営業外費用 1,237,861千円</p> <p> 第3項 特別損失 48,570千円</p> <p> 第4項 予備費 1,800千円</p> <p>第2款 簡易水道事業費用 420,471千円</p> <p> 第1項 営業費用 301,299千円</p> <p> 第2項 営業外費用 118,292千円</p> <p> 第3項 特別損失 880千円</p> <p>支出合計 7,664,908千円</p> <p> (資本的収入及び支出)</p> <p>第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める</p> <p> (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,627,072千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額67,825千円、減債積立金131,132千円、過年度分損益勘定留保資金890,844千円、当年度分損益勘定留保資金1,537,271千円で補てんするものとする。)</p> <p style="text-align: center;">収 入</p> <p>第1款 上水道資本的収入 1,511,810千円</p> <p> 第1項 企業債 932,300千円</p> <p> 第2項 出資金 106,660千円</p> <p> 第3項 補助金 132,042千円</p> <p> 第4項 固定資産売却代金 10千円</p> <p> 第5項 負担金及び寄附金 340,798千円</p> <p>第2款 簡易水道資本的収入 386,610千円</p> <p> 第1項 企業債 179,000千円</p> <p> 第2項 出資金 91,068千円</p> <p> 第3項 補助金 109,793千円</p> <p> 第4項 負担金及び寄附金 6,749千円</p> <p>収入合計 1,898,420千円</p> <p style="text-align: center;">支 出</p> <p>第1款 上水道資本的支出 4,033,632千円</p> <p> 第1項 建設改良費 1,946,714千円</p> <p> 第2項 企業債償還金 2,086,918千円</p> <p>第2款 簡易水道資本的支出 491,860千円</p> <p> 第1項 建設改良費 310,076千円</p> <p> 第2項 企業債償還金 181,784千円</p> <p>支出合計 4,525,492千円</p> <p> (債務負担行為)</p>
	(上水道)	(簡易水道)	(計)																																																																		
(1) 給水戸数	140,702	4,066	144,768																																																																		
	戸	戸	戸																																																																		
(2) 年間総配水量	40,483,513	1,355,253	41,838,766																																																																		
	m ³	m ³	m ³																																																																		
(3) 一日平均配水量	110,913	3,713	114,626																																																																		
	m ³	m ³	m ³																																																																		
(4) 主要な建設改良事業																																																																					
(イ) 配水管整備工事																																																																					
配水管布設	11,731m																																																																				
配水管布設替	14,056m																																																																				
(ロ) 新都市水道整備工事																																																																					
配水管布設	1,189m																																																																				
(ハ) 施設改良工事																																																																					
配水管布設	360m																																																																				
仁井田・豊岩浄水場施設整備	一式																																																																				
(ニ) 岩見三内地区統合簡易水道工事																																																																					

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
老朽給水管解消に係る資金 融資あっせん利子補給 (企業債)	平成18年度から 平成23年度まで	336千円

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費
限 度 額	1,111,300千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 1,771,777千円
- (2) 交 際 費 100千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、139,724千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 当年度未処分利益剰余金167,058千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減 債 積 立 金 167,058千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、100,000千円と定める。

平成18年度秋田市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成18年度秋田市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 排 水 戸 数 101,600戸
- (2) 年間総処理水量 41,730,527m³
- (3) 一日平均処理水量 114,330m³
- (4) 主要な建設改良事業
 - (イ) 管渠建設
 - 管 渠 布 設 22,649m
 - 管 渠 布 設 替 2,134m
 - (ロ) ポンプ場建設
 - 川口ポンプ場施設整備 一式
 - (ハ) 処理場建設
 - 八橋終末処理場施設整備 一式

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	10,001,572千円
第1項 営業収益	7,643,218千円
第2項 営業外収益	2,358,352千円
第3項 特別利益	2千円

支 出	
第1款 下水道事業費用	9,843,644千円
第1項 営業費用	6,589,196千円
第2項 営業外費用	3,216,597千円
第3項 特別損失	35,301千円
第4項 予備費	2,550千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,565,518千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額53,272千円、減債積立金137,481千円、過年度分損益勘定留保資金128,983千円、当年度分損益勘定留保資金3,245,782千円で補てんするものとする。)

収 入	
第1款 資本的収入	8,340,187千円
第1項 企業債	5,601,900千円
第2項 出資金	1,023,741千円
第3項 補助金	1,092,300千円
第4項 負担金	622,245千円
第5項 固定資産売却代金	1千円

支 出	
第1款 資本的支出	11,905,705千円
第1項 建設改良費	4,800,935千円
第2項 企業債償還金	7,104,770千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金利子補給	平成18年度から 平成23年度まで	19,828千円
水洗便所改造資金損失補償	平成18年度から 平成23年度まで	25,800千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	建設改良費及び企業債償還金
限 度 額	5,601,900千円
起債の方法	証書借入
利 率	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)

償還の方法 政府資金の場合はその融資条件による。銀行その他の場合は債権者と協議して定める。ただし財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、7,000,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
 第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。
 (1) 職員給与費 717,134千円
 (他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,356,765千円である。
 (利益剰余金の処分)
 第10条 当年度末処分利益剰余金104,652千円は、次のとおり処分するものと定める。
 (1) 減債積立金 104,652千円

II 平成17年度下半期の執行状況

1 収入および支出の概況

(1) 一般会計

① 歳入の状況

(平成18年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
市 税	43,028,012	22,747,371	18,521,526	41,268,897	95.9
地 方 譲 与 税	2,408,180	918,861	1,491,024	2,409,885	100.1
利 子 割 交 付 金	179,336	100,177	81,939	182,116	101.6
配 当 割 交 付 金	35,287	15,026	27,187	42,213	119.6
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	18,407	31	55,596	55,627	302.2
地 方 消 費 税 交 付 金	3,200,389	1,799,573	1,450,307	3,249,880	101.5
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	70,727	23,753	62,321	86,074	121.7
自 動 車 取 得 税 交 付 金	352,443	115,109	231,896	347,005	98.5
国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 助 成 交 付 金	10,461	—	10,461	10,461	100.0
地 方 特 例 交 付 金	1,428,449	1,428,449	—	1,428,449	100.0
地 方 交 付 税	23,354,780	15,952,032	8,255,205	24,207,237	103.7
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	103,200	61,510	35,350	96,860	93.9
分 担 金 及 び 負 担 金	1,069,042	397,779	461,173	858,952	80.3
使 用 料 及 び 手 数 料	2,396,108	1,181,909	1,023,817	2,205,726	92.1
国 庫 支 出 金	14,698,539	4,446,542	5,710,121	10,156,663	69.1
県 支 出 金	3,881,180	699,744	2,076,746	2,776,490	71.5
財 産 収 入	1,079,169	143,502	845,203	988,705	91.6
寄 附 金	4,001	—	4,341	4,341	108.5
繰 入 金	4,328,168	—	1,573,100	1,573,100	36.3
繰 越 金	1,436,524	1,436,524	—	1,436,524	100.0
諸 収 入	6,371,445	361,295	5,417,481	5,778,776	90.7
市 債	16,891,200	29,500	8,314,400	8,343,900	49.4
合 計	126,345,047	51,858,687	55,649,194	107,507,881	85.1

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(平成18年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
議 会 費	755,654	365,000	380,206	745,206	98.6
総 務 費	18,804,802	5,947,758	11,349,683	17,297,441	92.0
民 生 費	30,902,320	11,027,143	12,715,532	23,742,675	76.8
衛 生 費	9,561,129	3,756,847	4,612,488	8,369,335	87.5
労 働 費	497,758	387,493	100,856	488,349	98.1
農 林 水 産 業 費	2,359,545	443,644	1,363,913	1,807,557	76.6
商 工 費	6,336,211	4,781,213	846,675	5,627,888	88.8
土 木 費	24,051,339	8,555,227	10,803,922	19,359,149	80.5
消 防 費	3,602,333	1,554,515	1,741,453	3,295,968	91.5
教 育 費	12,270,782	4,445,942	5,740,540	10,186,482	83.0
災 害 復 旧 費	54,222	5,067	7,983	13,050	24.1
公 債 費	15,833,647	7,668,819	8,123,979	15,792,798	99.7
諸 支 出 金	1,256,895	22,885	1,234,009	1,256,894	100.0

予 備 費	58,410	-	-	-	0.0
合 計	126,345,047	48,961,553	59,021,239	107,982,792	85.5

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

(2) 特別会計

① 歳入の状況

(平成18年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収入率 (D)/(A)
土地区画整理会計	1,775,718	195,019	964,015	1,159,034	65.3
市有林会計	184,879	20,325	135,730	156,055	84.4
市営墓地会計	37,468	34,503	7,314	41,817	111.6
中央卸売市場会計	663,218	173,000	281,060	454,060	68.5
農業集落排水会計	1,611,959	68,502	500,058	568,560	35.3
大森山動物園会計	415,854	56,270	185,973	242,243	58.3
廃棄物発電会計	171,615	101,371	73,945	175,316	102.2
国民健康保険事業会計	26,404,343	7,890,448	14,243,119	22,133,567	83.8
老人保健医療事業会計	32,623,939	13,124,691	15,415,129	28,539,820	87.5
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	98,388	56,085	61,756	117,841	119.8
介護保険事業会計	16,513,169	6,680,432	6,266,192	12,946,624	78.4
合 計	80,500,550	28,400,646	38,134,291	66,534,937	82.7

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

② 歳出の状況

(平成18年3月31日現在) (単位：千円、%)

区 分	予算現額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支出率 (D)/(A)
土地区画整理会計	1,775,718	555,773	701,836	1,257,609	70.8
市有林会計	184,879	120,475	22,180	142,655	77.2
市営墓地会計	37,468	11,544	16,252	27,796	74.2
中央卸売市場会計	663,218	340,286	276,401	616,687	93.0
農業集落排水会計	1,611,959	223,172	447,040	670,212	41.6
大森山動物園会計	415,854	195,079	198,888	393,967	94.7
廃棄物発電会計	171,615	39,853	129,761	169,614	98.8
国民健康保険事業会計	26,404,343	10,901,749	13,068,601	23,970,350	90.8
老人保健医療事業会計	32,623,939	13,718,993	16,213,881	29,932,874	91.8
母子寡婦福祉資金貸付事業会計	98,388	26,699	32,011	58,710	59.7
介護保険事業会計	16,513,169	6,661,457	8,385,825	15,047,282	91.1
合 計	80,500,550	32,795,080	39,492,676	72,287,756	89.8

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

2 一時借入金現在の現在高 (一般会計、特別会計)

平成18年3月31日現在、一時借入金の現在高 55億円

3 公営事業の経理の概況

(1) 秋田市病院事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
病院事業収益	9,190,708	4,985,856	3,968,596	8,954,452	97.4
医業収益	8,227,532	4,134,711	3,848,688	7,983,399	97.0
医業外収益	961,376	849,374	119,889	969,263	100.8
特別利益	1,800	1,771	19	1,790	99.4

支 出 (単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
病 院 事 業 費 用	9,283,377	4,194,265	5,025,119	9,219,384	99.3
医 業 費 用	8,868,607	4,045,437	4,767,612	8,813,049	99.4
医 業 外 費 用	384,140	144,028	233,777	377,805	98.4
特 別 損 失	28,630	4,800	23,730	28,530	99.7
予 備 費	2,000	-	-	-	0.0

イ 資本的収支 (単位：千円、%)

収 入

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資 本 的 収 入	573,936	116,522	457,414	573,936	100.0
企 業 債	346,200	-	346,200	346,200	100.0
出 資 金	227,736	116,522	111,214	227,736	100.0

支 出 (単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資 本 的 支 出	982,998	488,344	494,450	982,794	100.0
建 設 改 良 費	388,579	204,327	184,048	388,375	99.9
企 業 債 償 還 金	594,419	284,017	310,402	594,419	100.0

② 秋田市病院事業会計試算表 (平成18年3月31日現在) (単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
6,006,561,640	有 形 固 定 資 産	
706,500	無 形 固 定 資 産	
	(固 定 負 債)	
	引 当 金	38,957,000
	(流 動 資 産)	
596,489,148	現 金 ・ 預 金	
1,558,889,648	未 収 金 券	
100,000	有 価 証 券	
45,970,063	貯 蔵 品	
	(流 動 負 債)	
	未 払 金	633,214,286
	預 り 金	39,453,833
	(資 本 金)	
	自 己 資 本 金	4,344,069,797
	借 入 資 本 金	5,875,349,411
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	430,969,922
2,885,655,211	欠 損 金	
	(病 院 事 業 収 益)	
	医 業 収 益	7,974,682,027
	医 業 外 収 益	966,282,516
	特 別 利 益	1,789,497
	(病 院 事 業 費 用)	
8,706,877,882	医 業 費 用	
474,988,572	医 業 外 費 用	
28,529,625	特 別 損 失	
20,304,768,289	合 計	20,304,768,289

(2) 秋田市水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
上水道事業収益	7,590,202	3,815,919	3,788,420	7,604,339	100.2
営業収益	7,469,064	3,776,055	3,705,775	7,481,830	100.2
営業外収益	121,128	39,864	82,645	122,509	101.1
特別利益	10	—	—	—	0.0
簡易水道事業収益	347,295	126,350	218,235	344,585	99.2
営業収益	261,120	126,350	132,060	258,410	99.0
営業外収益	86,175	—	86,175	86,175	100.0
合 計	7,937,497	3,942,269	4,006,655	7,948,924	100.1

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
上水道事業費用	7,324,637	2,042,086	5,095,057	7,137,143	97.4
営業費用	5,944,434	1,430,845	4,332,081	5,762,926	96.9
営業外費用	1,368,862	605,909	762,953	1,368,862	100.0
特別損失	11,332	5,332	23	5,355	47.3
予備費	9	—	—	—	0.0
簡易水道事業費用	413,733	109,862	298,708	408,570	98.8
営業費用	291,115	48,563	239,028	287,591	98.8
営業外費用	121,548	61,036	59,680	120,716	99.3
特別損失	463	263	—	263	56.8
予備費	607	—	—	—	0.0
合 計	7,738,370	2,151,948	5,393,765	7,545,713	97.5

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
上水道資本的収入	2,302,701	777,147	730,247	1,507,394	65.5
企業債	1,634,500	585,800	392,800	978,600	59.9
出資金	132,009	32,524	99,485	132,009	100.0
補助金	203,315	—	46,052	46,052	22.7
固定資産売却代金	10	—	—	—	0.0
負担金及び寄附金	332,867	158,823	191,910	350,733	105.4
簡易水道資本的収入	388,898	3,402	85,301	88,703	22.8
企業債	193,800	—	10,700	10,700	5.5
出資金	64,548	—	64,548	64,548	100.0
補助金	123,100	—	6,483	6,483	5.3
負担金及び寄附金	7,450	3,402	3,570	6,972	93.6
合 計	2,691,599	780,549	815,548	1,596,097	59.3

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
上水道資本的支出	4,630,552	1,191,871	2,341,771	3,533,642	76.3
建設改良費	1,957,619	198,633	662,076	860,709	44.0
企業債償還金	2,672,933	993,238	1,679,695	2,672,933	100.0
簡易水道資本的支出	487,772	9,627	158,183	167,810	34.4
建設改良費	337,998	—	18,037	18,037	5.3

企 業 債 償 還 金	149,774	9,627	140,146	149,773	100.0
合 計	5,118,324	1,201,498	2,499,954	3,701,452	72.3

② 秋田市水道事業会計試算表 (平成18年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
59,502,219,638	有 形 固 定 資 産	
4,573,991,832	無 形 固 定 資 産	
	(流 動 資 産)	
2,732,585,233	現 金 ・ 預 金	
634,524,779	未 収 金	
46,126,529	貯 蔵 品	
408,250,350	前 払 金	
2,374,000	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	引 当 金	1,923,746,620
	(流 動 負 債)	
	未 払 金	364,206,827
	預 り 金	172,544,403
	そ の 他 流 動 負 債	2,374,000
	(資 本 金)	
	自 己 資 本 金	5,775,338,970
	借 入 資 本 金	31,998,706,374
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	26,933,478,985
	利 益 剰 余 金	350,536,271
	(上 水 道 事 業 収 益)	
	営 業 収 益	7,132,989,332
	営 業 外 収 益	166,903,910
	(上 水 道 事 業 費 用)	
5,677,561,338	営 業 費 用	
1,167,364,279	営 業 外 費 用	
5,102,078	特 別 損 失	
	(簡 易 水 道 事 業 収 益)	
	営 業 収 益	247,029,962
	営 業 外 収 益	86,175,495
	(簡 易 水 道 事 業 費 用)	
282,964,681	営 業 費 用	
120,716,090	営 業 外 費 用	
250,322	特 別 損 失	
75,154,031,149	合 計	75,154,031,149

(3) 秋田市交通事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上 期 収 入 額(B)	下 期 収 入 額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
自 動 車 運 送 事 業 収 益	1,288,635	55,288	1,225,189	1,280,477	99.4
営 業 収 益	14,658	25,434	△21,048	4,386	29.9
営 業 外 収 益	1,273,977	29,854	1,246,237	1,276,091	100.2

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
自動車運送事業費用	735,657	200,106	519,348	719,454	97.8
営業費用	720,393	196,346	511,400	707,746	98.2
営業外費用	12,263	3,760	7,947	11,707	95.5
予備費	3,000	—	—	—	0.0
特別損失	1	—	1	1	100.0

② 秋田市交通事業会計試算表 (平成18年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
1,494,926,591	有形固定資産	
80,600	無形固定資産	
2,700,000	投資	
	(流 動 資 産)	
13,279,919	現金・預金	
12,338,832	未収金	
	(流 動 負 債)	
	未払金	11,789,934
	預り金	9,510,200
	(資 本 金)	
	自己資本金	2,209,344,637
	(剰 余 金)	
	資本剰余金	591,432,569
1,859,774,704	資欠損	
	(自動車運送事業収益)	
	営業収益	4,202,418
	営業外収益	1,273,791,782
	(自動車運送事業費用)	
705,262,994	営業費用	
11,707,090	営業外費用	
810	特別損失	
4,100,071,540	合 計	4,100,071,540

(4) 秋田市下水道事業の経理の状況

① 予算の執行状況

ア 収益的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
下水道事業収益	10,130,218	7,184,385	2,988,103	10,172,488	100.4
営業収益	7,477,954	4,997,858	2,505,145	7,503,003	100.3
営業外収益	2,622,308	2,186,527	435,705	2,622,232	100.0
特別利益	29,956	—	47,253	47,253	157.7

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
下水道事業費用	9,842,863	2,655,880	7,096,276	9,752,156	99.1
営業費用	6,342,341	954,331	5,314,536	6,268,867	98.8
営業外費用	3,459,522	1,679,639	1,776,822	3,456,461	99.9
特別損失	38,450	21,910	4,918	26,828	69.8
予備費	2,550	—	—	—	0.0

イ 資本的収支

収 入

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期収入額(B)	下期収入額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	収 入 率 (D)/(A)
資 本 的 収 入	8,726,975	1,863,663	3,368,336	5,231,999	60.0
企 業 債	5,391,200	1,171,700	1,755,300	2,927,000	54.3
出 資 金	954,328	477,166	477,162	954,328	100.0
補 助 金	1,954,480	—	985,780	985,780	50.4
負 担 金	426,962	214,792	150,094	364,886	85.5
固 定 資 産 売 却 代 金	5	5	—	5	100.0

※収入額には前年度からの繰越分を含む。

支 出

(単位：千円、%)

科 目	予 算 額(A)	上期支出額(B)	下期支出額(C)	合 計 (D)=(B)+(C)	支 出 率 (D)/(A)
資 本 的 支 出	12,896,267	4,383,563	4,701,575	9,085,138	70.4
建 設 改 良 費	7,146,444	970,238	2,365,078	3,335,316	46.7
企 業 債 償 還 金	5,749,823	3,413,325	2,336,497	5,749,822	100.0

※支出額には前年度からの繰越分を含む。

② 秋田市下水道事業会計試算表 (平成18年3月31日現在)

(単位：円)

借 方	勘 定 科 目	貸 方
	(固 定 資 産)	
184,072,306,596	有 形 固 定 資 産	
9,719,752,649	無 形 固 定 資 産	
	(流 動 資 産)	
540,615,344	現 金 ・ 預 金	
1,314,880,362	未 収 金	
606,066,000	前 払 金	
2,074,000	そ の 他 流 動 資 産	
	(固 定 負 債)	
	企 業 債	352,996,874
	引 当 金	112,095,000
	(流 動 負 債)	
	未 払 金	1,402,733,590
	そ の 他 流 動 負 債	2,156,717
	(資 本 金)	
	自 己 資 本 金	13,737,883,060
	借 入 資 本 金	103,289,176,457
	(剰 余 金)	
	資 本 剰 余 金	77,090,006,689
150,951,249	欠 損 金	
	(下 水 道 事 業 収 益)	
	営 業 収 益	7,255,561,350
	営 業 外 収 益	2,622,213,490
	特 別 利 益	45,001,708
	(下 水 道 事 業 費 用)	
6,161,723,969	営 業 費 用	
3,315,591,380	営 業 外 費 用	
25,863,386	特 別 損 失	
205,909,824,935	合 計	205,909,824,935

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令

(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

平成18年6月2日

秋田市上下水道事業管理者 佐藤 正 敏

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、下記のとおりである。

番号	物件名	納品場所	納入期限	入札参加要件
第15号	新品水道メーター購入 (13mm～100mm)	秋田市上下水道局	契約日から30日間 (平成18年7月21日)	3に記載

2 入札に関する事項

入札の日時 平成18年6月20日(火) 午後1時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14-8
秋田市上下水道局

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契約日 平成18年6月22日(木)

注意事項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

(1) 東北地方に本社又は支店・営業所等を有する者であること。

(2) 過去に地方自治体に対し、水道メーターの納入実績があること。

(3) 租税に滞納がないこと。

(4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(5) 本市の入札参加資格の停止および指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申し込みに関する事項

(1) 本入札に参加を希望する者は、平成18年6月13日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(財政部契約課)の方

(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))

(イ) 実績調書(様式2(省略))

イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではない方

(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))

(イ) 実績調書(様式2(省略))

(ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3カ月以内に発行されたものに限る。)

(エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成18年6月2日(金)から平成18年6月13日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は平成18年6月2日(金)から平成18年6月19日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧・貸し出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載。

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

